

1. 平成24年第1回郡上市議会定例会議事日程（第2日）

平成24年3月8日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷺見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔
17番	池田 喜八郎	18番	森藤 雅毅
19番	美谷添 生	20番	田中 和幸
21番	金子 智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	田中 義久
総務部長	服部 正光	健康福祉部長	布田 孝文
農林水産部長	野田 秀幸	商工観光部長	蓑島 由実
建設部長	武藤 五郎	環境水道部長	木下 好弘
教育次長	常平 毅	会計管理者	山下 正則

消 防 長 川 島 和 美
国保白鳥病院
事 務 局 長 日 置 良 一

郡上市民病院
事 務 局 長 猪 島 敦
郡 上 市
代 表 監 査 委 員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴
議会事務局
議会総務課長
補 佐 河 合 保 隆

議会事務局
議会総務課長 丸 井 秀 樹

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。議員各位には、連日の執務、御苦労さまでございます。市長を初め、理事者側におかれましても全員の御出席をいただいております。御苦労さまでございます。

本日は、美濃市議会の小委員会の皆様が一問一答の傍聴に来てみえますので、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので御了承を願います。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、19番 美谷添生君、20番 田中和幸君を、指名をいたします。

◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 鷺見 馨 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、6番 鷺見馨君の質問を許可いたします。

6番 鷺見 馨君。

○6番（鷺見 馨君） 運がよかったのか、悪かったのか、トップバッターになりまして、大変恐縮をいたしております。ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

郡上市におかれましては、社会情勢の非常に厳しい中、執行機関におかれまして特に鋭意努力され、大きな評価をされております。心から感謝をいたします。

それでは、きょうは大きく3点ばかりにつきまして質問をさせていただきます。答弁は、市長さん、農林水産部長さん、教育長さんをお願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

その第1点でございますが、新年度予算内における重点施策と将来方針についてのお伺いがございます。

平成24年度当初予算案についてであります。市長選挙を控えている中でありながら、施策の優先順位を明確化し、特に東日本大震災を受け、防災の面に配慮され、また、就任以来の懸案を具体化された予算であると認識いたしています。

厳しい財政状況の中、郡上市総合計画後期計画の施策体系に基づき、まず、産業・雇用、環境・防災・社会基盤、健康・福祉、教育・文化・人づくり、自治・まちづくり、地域振興、行財政改革の7つの柱をもととして予算編成されていますが、この中でも特に重点的かつ優先的に取り込むべき特色ある施策・事業はどういった事業であるか、その内容についてお伺いします。

また、将来的にはどんな分野に集中的に投資をされていくお考えなのかをお伺いしたいと思います。

また、関連いたしまして、効率的な財政運営に向けた行財政改革方針についてお伺いをいたします。

郡上市の歳入の柱である普通交付税について、平成26年度以降の合併算定適用枠が段階的に削減されていくことや、今後も人口減少、少子化が一段と進んでまいります。

この問題を抱えていると思っておりますが、そういった中で、歳入に見合った歳出にしていくためには、投資的経費の削減はもとより、施設の譲渡などの削減、定員適正化計画による職員数と人件費の削減、事務経費の見直し、また、使用料・手数料の見直しを初めとする受益と負担の適正化による自主財源の確保などが重要と思われまます。

今後どのような方針で行財政改革に向かっているのか、そのお考えを重ねて市長さんにお伺いいたします。第1点をよろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） 鷺見馨君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 鷺見議員の御質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、まず、新年度予算を編成するに当たっての基本的な考え方はいかがかと、こういうことでございます。

去る3月1日に郡上市は合併満8年の施政、いわば施行記念日を迎えました。既に合併9年目に入っておるわけございまして、合併10年というのを一つの節目としますと、その10年という期間からすれば、あと24、25年度という2カ年を残すということございまして、24年度は非常に大切な年であろうかというふうに思っております。

そういう意味で、市政の中で、これまでの8年間の歩みを振り返りながら、この10年間でやるべき緊急性のあるもの、そうしたものをできるだけ実行していきたいというふうに考えましたし、また、御指摘もございましたように、今回の東日本大震災等にかんがみまして、市民の安全・安心と

いったようなこともまず第一に取り組むべきであるというようなことも考えさせていただきました。

そういうことで、私は前から、また、市政の全般的な政策の基本理念というものを「安全、安心、活力、希望」というふうに申し上げておりますので、そうした理念に基づいて予算を、編成をさせていただいたというところでございます。

目前に市長選挙というものを、あるいは議会議員選挙というものも控えておりますが、そうした必要な予算はできる限り今回の当初予算で計上させていただくという考え方のもとに、総額で275億6,200万円という予算案を提案させていただいたところでございます。

先ほどもお話しございましたように、市の総合計画の後期基本計画の柱立てに基づいて予算の編成の考え方を申し述べましたが、また、ただいま申し上げました「安全、安心、活力、希望」といったような観点から、特色ある予算の幾つかを御紹介させていただきますと、まず、「安全・安心」ということでは、防災対策というものを何が何でも急がなければいけないということで、今回、消防のデジタル無線化を24年度、25年度で行うということで、24年度、6億1,000万円というような巨額の予算も計上させていただいたところでございます。

また、予算額としては細かいですけれども、例えば、私たち市民の安全を守ってくれる消防団員という皆さんの装備をしっかりと整えると、これも今回の東日本大震災で学んだ教訓でございます、郡上市の約1,920名の消防団員が真冬の寒い中で出動したり何かしても、寒さに凍えるようなことのないようにというようなことで、防寒衣を一挙に整備をするというようなことで、約1,855万円の予算を計上いたしました。

また、将来を担う子どもたちの安全を確保するというようなことで、市内全小中学生、そして、小中学生を教育してくださる先生方全員に対して、いざ地震が起こってきたときというようなときにも対応できるように、各教室に備えるヘルメットを整備するというようなことで、こうした所要の予算も計上させていただいたところでございます。

こうした安全というようなことに対する施策がまず第一でございます。

それから、やはり市民の皆さんの健康を守るということでもいろんな意を払ったつもりでございます、そのためには予防ということが非常に大切だということで、これも額はそんなに多くございませんが、今積極的に進めております市民の予防接種、こうした者に対して、例えば子どものおたふくかぜ、水ぼうそう、こうしたものの予防接種に対する助成対象の拡大というようなことも行ったところでございます。

それから、また、安全ということでもありますし、教育という将来の希望をつなぐ子どもたち、時代を担う子どもたちの育成ということでもございますが、いわゆる耐震化工事、あるいは中学校の整備というようなことで、引き続き白鳥中学校の整備や、あるいは、今回、八幡中学校の体育館の耐震化というようなものにも取り組むところといたしたところでございます。

それから、また、これからの郡上市というものを、元気な郡上市を次の時代につないでいくということのためには、何としても産業振興というようなことが大切でございます。

その中でも、例えば郡上市の大切な農業というようなものを守っていくためにも、担い手の育成ということで、今回、国のほうからも打ち出されたわけでございますけれども、新規就農者の支援事業というようなことで、新規就農をされる農業に志す人たちを、1年間最高150万円、最高5年間支援をするというような就農支援事業、当面6名分というような事業も持ったところでございます。

今、また、市内で若い企業者が育ちつつございますけれども、そうした企業者に対していろいろな販路開拓に郡上市外へ出ていく人たちに対して、そうしたいろんな機会がございますけれども、支援をするというようなことで、ビジネスフェア等へ出展をするそうした企業者の後押しをするためのビジネスフェア等出展支援事業と、額は134万円ほどでございますが、こうしたものも象徴的には備え計上させていただいたところでございます。

また、これからの郡上市を担っていくためには、市民全体が、その市民の力、市民力を突きつけていく必要があるというようなことで、そうした市民の生涯学習というようなものを担っていく公民館というものも大切にしなければいけないということで、新たにこれまで配置されていなかった八幡町以外の6地域に公民館専任主事を1名ずつ置くというような予算も計上いたしたところでございます。

また、ことしは、郡上市にとっても、あるいは岐阜県にとっても国体の年でありますので、国体というものを通して郡上市の活性化を図っていくということで、私たち郡上市におきましては、相撲でございますけれども、こうした相撲協議大会に関連する経費につきましても約1億4,000万円を計上させていただいたところでございます。

そのほかいろいろな全般的に意を用いまして予算を計上させていただいたところでございます。

将来どうするかということでございますが、郡上市は、今申し上げましたように、非常に人口も少子化、高齢化しておりますけれども、何としてでも元気な郡上を次の時代につないでいかなければいけないというふうに思っております。後期基本計画のうたう、地域資源を生かした産業振興、そしてまた、この約4万5,000の市民がお互いに助け合って、支え合って暮らしていく地域における支え合いの仕組みづくりと、こうした施策に重点を置いていかなければいけないと。

支え合いといいますと、福祉であるとか、医療であるとか、そういったものでございますし、先ほど申し上げました産業振興、そういったものを両輪のごとく進めていく必要がございますし、また、そうしたものを進めていくためには、担っていく市民の人づくり、子どもたちを含めて、年をとっていくまで、市民総ぐるみで、市民の力をつけていくための教育、生涯学習、こういったものに力を入れていく必要があるというふうに思います。

そして、将来的に展望した場合に、郡上市としては、岐阜県の中でも実質公債費比率が22年度決算で21.1%という、いわば岐阜県一財政的にも厳しい状況でございますので、こうした財政状況をこれから、いよいよ平成26年度から始まる交付税の段階的削減に対応してソフトランディングしていくような、財政の健全化というものを図りながら進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

そういった意味で、御指摘の、これからまた行財政改革というものも進めていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、この大変、7カ町村という、寄り集まった大きな、現在は行財政体制になっておりますので、これを、そうした考えられる財源の範囲の中でソフトランディングさせていくという意味で、例えば職員の適正化計画等についてもいま一度次の段階へ進み出すべく新しい計画をつくって進んでまいりたいと。

あるいは、たくさんある公共施設、こうしたものについてもいろいろと今後の配置について、いろんな検討をしてみなければいけないというふうに思っているところでございます。

ただ、この行財政改革というのは、縮減縮減ということだけではいけないわけございまして、いかにしてそういう中で、そのときそのときの課題にこたえられる的確な姿勢を推進していくか、あるいは市民にとって親切な、かゆいところに手が届くような行政を進めていくかということが大切でございますので、一層市の行政の質の向上というものに意を用いていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

この行財政改革につきましては、提案説明でも申し上げましたように、25年度から始まる新たな行財政改革の大綱をつくって臨みたいというふうに考えているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 鷺見馨君。

○6番（鷺見 馨君） ありがとうございます。大変広範にわたりまして方針等を伺いました。

御案内のように、国・県も大変財政が厳しいときでありまして、重要な取り組みを迎えながら、郡上市のかじ取りは多難であろうかと思っておりますけれども、今ありましたように、特に行財政改革は、施設の、あるいは、郡上市の関係のもの活用の同時になら削減をしていかなんという、言うなれば、市民にとりましては痛みも分かち合うということの方向があらうかと思っております。

どうか、そうした内容につきましても、市民の方々に十分親切な説明をしながら御理解いただきまして、行政改革にもつながる、あるいは予算につきましても効率的な運用を特にお願いいたしまして、この件につきまして質問を終わります。ありがとうございました。

2点目について質問を行います。農林水産部長さんによろしく申し上げます。

郡上市の農業の実態と、将来ビジョンについてお伺いをいたします。

日本の景気は、東日本大震災や記録的な円高の影響で依然として厳しい状況があります。郡上市

においても少子高齢化による人口減少が進んで、産業全体が疲弊しているように思われます。

地域を活性化するためには、その基礎である産業振興が一つのかぎであろうかと思えます。そのためには、地域資源を活用した産業振興が望まれております。郡上市にあるものといえば、広大な面積、東京都の半分ほどであろうと言われてはいますが、その山林や農地であり、これらを利用した農林業は、郡上市にとって重要な産業であろうと思えます。

特に、農業については、稲作を初め、トマトやホウレンソウなど、園芸栽培や畜産など多様な形態で行われており、自給自足的に小規模で行われている農家の方もいますが、農業を生業として励んでいる専業農家の方もおられます。農業もやり方次第で大いに希望があるかと思われます。

積雪の多い高山市でもトマトやホウレンソウのハウス栽培、リンゴ栽培が大規模で行われております。

また、農産物に付加価値をつけて売り出す6次産業も全国的に取り込まれておられます。一方で、水田を活用して、都市と農村との交流活動を推進するという一方で、オーナー制度の導入なども研究され、新しい農業の取り組みも実践されつつあります。

郡上市には働く場所が少ないので若者たちが定住しないということをよく耳に聞きますが、工夫して、自立できる農業を考えれば、新規就農者をふやすことができるのではないかと思います。

例えば、複合経営として生計が成り立つ農業はどのようなものか。行政として経営試算をして、農業経営のモデルを示したり、郡上市の適地適作物の研究を進めたり、農協など、その他団体の協調、協力によって、さらに研究することができないのか。行政として産業を創出することは大切で、景気が悪いときであればこそ、停滞している農業などの第1次産業に力を入れてほしいと思えます。

郡上市における農業の実態と今後の新規就農対策など、農業振興政策につきまして、農林水産部長さんにお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

農業の実態と、それから、農業振興策についてどうかということでございますが、まず、郡上市の農業の現状でございますけれども、農林業センサスという統計がございますが、この統計によりまして、郡上市の総農家戸数でございますが、平成17年に4,829戸、5年後の平成22年には4,459戸となっております、370戸、7.7%が減少しております。

また、基幹的農業従事者数、これは、農業をされている方の中で、主な仕事が農業であるという人のことでございますけれども、この数が同じく1,838人から1,639人ということで、5年間で199人、10.8%減少してございます。

また、この基幹的農業従事者のうちで65歳以上の高齢化率は75.3%ということで、非常に高い率となっておりますのが現状でございます。

また、地域の農業の中心的な役割を果たす認定農業者でございますが、平成23年度で136経営体となっております、平成19年の140経営体と比べまして減少をしておるところが実情でございます。

こうした傾向でございますが、これは郡上ばかりではございませんで、全国的に見られることでございまして、農業就業人口の減少と高齢化の進行が進んでおりまして、新たな担い手の育成が急務となっているところでございます。

郡上市の農産物の販売額の営農規模でございますが、50万円未満の販売経営体が80.6%という数値を占めておりまして、これは朝市などの直売所を利用して販売されている方が多いのではないかとというふうに推測されるところでございます。

一方で、農協の経営と出荷をしている農業生産団体の23年の出荷額でございますが、ひるがの高原だいこん生産組合が5億3,873万円、トマトの生産組合が1億5,083万円、ひるがの高原いちご組合が7,300万円、ほうれん草出荷組合が3,450万円と大きな販売実績を上げてございます。

次に、農業の振興の取り組みの方向でございますけれども、地域の農業振興の方向性は、国の政策に大きく左右されるのが実情でございますけれども、このところ国では、新規就農者を現在の2倍に増大することとか、また、農地の集積を推進しまして、平地で20から30ヘクタール、郡上市のような中山間地域で10から20ヘクタール規模の経営体が大宗を占める構造を目指すことを掲げてございます。

それから、先ほど議員おっしゃっておられましたけれども、郡上市にとっての農林業というのは重要な産業であるというふうに私も考えております。

市としましては、平成20年度に策定をいたしました郡上市農業振興ビジョン、この見直しを、市民の皆様の意見をお聞きしながら今行っている最中でございます。

こうした国の政策を推進はいたしますけれども、郡上市のような農山村の地域では、農地集積による生産規模拡大はなかなか簡単にはできないと思われまので、高齢者とか女性就農者による小規模農家を切り捨てるということではなくて、地域農業全体を総合的に支援する考えで方策を検討しておるところでございます。

それから、新規就農者を初めとする農業後継者対策でございますが、先ほど市長のほうから答弁がございましたけれども、国の補助事業の新規就農総合支援事業、これを新年度から着手をいたします。

これは、45歳未満の独立自営の新規就農者に対しまして経営が不安定な就農直後5年以内の所得を確保するための給付金を交付するというものでございまして、当初予算では6人分900万円を予算計上してございます。

また、この事業を行うにつきましては、人・農地プランといいます地域農業マスタープランを策

定することが必要でございまして、集落が抱える人と農地の問題の解決のため、地域とか集落における話し合いによって、今後の中心となる経営体はどこか、また、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体と、それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうするかということを決めることとしてございます。

新年度において各集落の農家の御意見を伺って、新規就農等をどうするかなど、地域農業の方向性を見出していきたいというふうに考えております。

一方、市としまして、新規就農支援の取り組みは、平成23年6月に、農協や県、農業共済などの関係機関を初め、生産者の組織部会、市が構成員になりまして、中農地域就農支援協議会を設立しております。この協議会では、就農相談とか就農誘導、技術取得支援、就農準備支援、就農後の営農支援などにつきまして、それぞれの機関に役割を分担して、総合的な新規就農支援に取り組んでいるところでございます。

また、そのほかにも新規就農者をふやす取り組みにつきましては、園芸特産物の各生産団体におきまして、栽培面積の拡大を図るために、それぞれ独自で勧誘活動を行っておられます。

また、先ほど議員御指摘がございました農業経営モデルを示すことはできないかということでございますけれども、県におきましては、農業経営モデル指標や、あるいは作物別の新規導入経営モデル指標というのを作成しておりまして、これは県のホームページのほうで公表をしております。

また、適地適作物につきましても、郡上農林事務所農業普及課を中心にいたしまして検討が進められているところでございます。これらについては、新規就農の相談資料として現在も活用しております。

いずれにしましても、農業の担い手の確保は重要な課題と認識しておりまして、市としましては、農協や郡上農林事務所、生産団体などの関係機関と連携をとりながら、積極的に新規就農者をふやす取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

また、担い手の確保が困難な地域におきましては、集落座談会等を通じまして、地域内の農家が農業生産を共同して行う集落営農組織、これの育成についても検討をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

(6番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 鷺見馨君。

○6番（鷺見 馨君） ありがとうございます。大変詳細にわたりまして、郡上市農業の実態を説明いただきました。

御案内のように、ほかの産業は極めて厳しい時代に入っておりまして、まず、ある資源を活用するというようなことが重要かと思う中で、農業の振興が非常に関心を持たれておると思っております。

農業の場合は、国の方針とか県の援助等がありまして、非常に時に変動はしたりしてしまっていて、難しい面、あるいはT P Pを初め、国際的な対応も今後大きな課題になるかというような情勢でございますが、どうか農林業をやろうとする若い皆様方の希望や夢を一つ育ててやってほしいと、それによって郡上市が一層活性化するようにお願いをしたいと思います。

また、御案内のように、総合的観光農業とか、あるいはオーナー制度なども大いに活用しながら、広範囲にわたった農業をやる青少年が誇りを持って、自信を持ってやれるような指針をしっかりとくってほしいことを希望をいたします。ありがとうございました。

それでは、この点につきましては、2点目の質問を終わりにして、3点目でございますが、これは教育長さんにお伺いをしたいと思います。なかなか大変な課題でございますが、教育だけの問題ではございませんが、実は、今の社会情勢の中にありまして、大きな変動の中で、あるいは経済活動の低迷する現在、一般の市民、あるいは国民と言っていいか、国の問題と言っていいか、大変なことでもありますけれども、社会性とか公民制、人間性、あるいは愛郷心というものがやや薄れてくる。自己主義とか個人感覚の強まる時代がどうも来て、課題が非常にあるのじゃないかというような懸念でございます。

これは、教育だけではなろうかと思えますけれども、特に都市と地方が割合その辺については格差が縮まってきておると、経済では広まってくるけれども、そういう推進活動、運動ではどうも難しいのではないかと、こんなことを考えさせられます。

そういった意味で、今、郡上市は非常に頑張っていると思いますが、そういう団体活動に、自主的な活動が非常に停滞、低迷をしております。青年団とか、あるいは女性の会とか、いろいろな面でどうも心配もあります。

あるいは一面、あけぼの会とかNPOとか、いろんなことをまたほかの面でも活発さがありますけれども、そのようなことから、公民館や地域促進活動、こんなものはさらに強化をされるような、そんな活発化する施策はなからうかと、つまり、きずなの問題が大きいと思えます。

きずなの字は、御案内のとおり「糸へん」に「半」と書きますから、「糸」は縦糸、横糸、青い糸、赤い糸、そして、「半」というのは、できれば半分自分のこと、半分公的なこと、あるいは半分じっくり耳で聞いて、半分は口で物を言う、そういうような共同し合うような、助け合うような、そういう社会がちょっと今は欠けつつあるのではないかと。

つまり、自己主義になるということがありますが、これらは簡単には直るものではございませんけれども、何とかそうした地域活動の中で組織活動をもうちょっと進めていきまして、特に青少年の方々が関心を持つような、協力し合うような、そういう社会をつくってほしい。

今、東日本の大震災の関係で、きずなという言葉が大変クローズアップをされまして、国民全体が助け合おうかということでございます。

言うなれば、民主的で非常に自由な社会になって、平穏な社会になったということも一応言えるかもしれませんが、反面、そういう心の社会、心の病が出てくる社会になったのではないかということから、そういう課題につきまして、ひとつ御所見をお聞きしたいと思いますが、お願いします。後ほど市長さんのほうも、もし時間があれば、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、地域社会のきずなを深めるということの大切さについて、具体的な方策も含めてお答えをしたいと思いますが、お話のように、人々が助け合ったり、協力し合ったりするという関係を築いていくことが、地域社会を保っていくという意味で非常に大事なことだというふうに考えております。

そうした場合にどうするかということですが、今ある仕組みや、その仕組みを生かした活動を社会の変化に合わせて、少しずつ改善をしていくということによって実現ができるのではないかと考えております。

その仕組みの一つとして、お話の中にもありましたけれども、公民館を活用したいというふうに考えております。

具体的な対応策として、地域社会のきずなを深めるために、一つは、公民館の活動の活性化、それから、もう一つは、公民館活動を生かした各活動団体の強化と、この2点を考えたいと思います。

対応策の一つとしての公民館活動の活性化ですが、これについては、多くの組織が参加できる公民館活動の工夫をしたい。具体的な工夫の例として3点ばかり上げたいと思いますけれども、一つは運動会、あるいは文化祭、夏祭り、そういったものを公民館と自治会、また、学校や各団体が話し合ったり、協力し合ったりをして計画や運営をしていく、そのことによって、組織と、組織の協力といったことが可能になるというふうに思います。

それから、もう一つの例として、地域の花づくりですとか清掃活動、また、あいさつ運動などを自治会、それから、公民館が中心となって、ボランティア団体ですとかスポーツ団体などのいろいろな団体に呼びかけることによって、幅広い参加をしてもらう、そのことによって、地域の人々の、あるいは各団体の交流といったことが可能になるのではないかと考えております。

それから、もう一つの例として、地域社会での防災訓練などを、自治会や公民館が計画・実施をして、地域社会の人すべてに参加をしていただく、そうしたことによって人々の交流の場が結ばれるというふうに思っております。

2つ目の対応策ですが、公民館活動を通して、地域社会の活動団体をふやすことと、それから、活動を強化する。これは、現にある女性の会ですとか、あるいは青年団、子ども会、こういったものをもう一遍強化することになるかと思いますが、公民館を、シニアの会ですとか女性の活動団体、スポーツ活動団体、あるいは青少年活動団体などの活動団体の拠点として

活用をしやすいということ。

それから、もう1点は、運動会ですとか、あるいは美化活動などを実施する際に、企画や運営、それから、参加をする場合に、女性の活動団体ですとか、あるいはシニアの会などに協力を呼びかけて、多くの人に協力していただいたり、参加をしていただいたりする、そのことよっての考えや力を生かしていくということが大事だろうというふうに思っております。

それから、もう一つは、公民館の運営協議会というものがありますけども、そういった組織の中にシニアの会ですとか、あるいは女性のグループの会ですとか、青少年のボランティア団体とか、幅広く参加をしていただいて、そうした活動団体の意見とか要望が活動計画に反映ができるようにしていきたいと。

また、こういったようなことを繰り返して続けていくということによって、公民館活動への参加も当然ふえることになろうかと思えますし、スポーツ団体との交流、あるいは女性の活動団体との交流といったものも生まれてくるというふうに思えますので、その生まれたことによって、これがネットワークにつながっていくというふうに考えます。

そうした取り組みを継続しながら、組織の強化と、それから、さらにその地域社会のきずなの深まりということを求めていきたいというふうに思っております。

(「市長さん、済みません」と6番議員の声あり)

○議長(池田喜八郎君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) ただいま教育長のほうから答弁がありました。私も全く同じように考えておまして、今、郡上市の課題は、今回の平成22年の国勢調査を見ても、コミュニティというものをいかにこれから持続可能なものにして、強固なものにしていくかということだと思いますので、そうした対策に力を入れていきたいというふうに考えております。

○6番(鷺見 馨君) 大変、それぞれで熱心に御答弁いただきまして、ありがとうございました。どうか経済が優先しない心の時代、冷たくない社会をつくっていただくことを心から願いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(池田喜八郎君) 以上で鷺見馨君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長(池田喜八郎君) 続きまして、7番 山田忠平君の質問を許可いたします。

7番 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) おはようございます。ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本議会は、平成24年度、新年度の郡上市当初予算の提案説明、冒頭、市長ありましたが、それに

伴っての事業予算の重要な審議の議会であります。しかしながら、市長、市議会の任期は余すところ1カ月であります。4月1日には市民の皆さんの審判を受けなければならない我々の身であります。日置市長は、2期目の表明を今されているところでありますが、市長の市政推進手法の中に3つの対話と協働を重視されている文言があります。

その中の一つの職員との対話、風通しのよい行政運営を掲げられておりますが、この1期4年、行政改革大綱の推進、あるいはこの進捗をどう評価されるか、まずもってお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

確かに私、市長に就任をさせていただくときに、市政の推進の手法として、市民の皆さんとの対話、そして、議会との対話、そして、職員との対話と協働と、それぞれの対話と協働ということを申し上げました。約4年たったところで、どうであったろうかという点をかえりみているところでございます。

特に、御質問にあった職員との対話ということでもあります。私も長い間、いわば役所勤めというか、公務員の生活をしておりましたので、経験上、上司から「対話」と言われても、なかなか難しいものであるということを感じているところでございます。

したがって、例えば市長から職員との対話と言って望まれても、なかなか職員という立場からすると、本当に心うちとけてというか、対話というものをして、自分の考えているところを遠慮なく上司に物申すというような風通しのいい職場ができたかどうかということは、これは、私の立場よりも、むしろ職員の立場から評価を本来は受けなければならないものではないかというふうに思っております。

しかしながら、私自身の主観的な気持ちとしては、いろいろと、やはり職員の皆さんの、職員は、これまで長い間、町村行政、市政というものをやってきたプロでございますから、その考えているところを虚心坦懐に聞くという心構えを持って、できるだけ接したつもりでございます。

そういう意味で、庁議であるとか、あるいは重要な問題については政策会議というようなものを随時開きながら議論をお互いにしてきたということでございます。

あるいはまた、職員との対話というのは、仕事の上での対話もございしますが、仕事を離れてアフターファイブの対話というものも必要であるというふうに思いまして、時間の許す限り、各職場単位の歓送迎会であるとか、あるいは職員互助会の南部、北部の忘年会とか、病院の忘年会であるとか、職員の皆さんの。

そういうようなものに出て、そういう中において、その職員の皆さんの偽らざる気持ちを聞く機会を得ることに努めてまいったつもりでございますが、まだしかし、これは必ずしも十分でない

いうふうに思っております。

もし、幸いにしてまた次なる機会が与えられるということであれば、やはり基本的にそういう考え方に沿って、職員との対話もしてまいりたいというふうに思っております。

また、もちろん市民との対話、議会との対話ということも、これも今申し上げた職員との対話に、それ以上にまさるかもしれない大事なことでございますので、こうしたことも大切だというふうに思っております。

それから、行財政改革がどのように進捗をしているかというふうにとらえているかということですが、郡上市におきましては、当初は、平成17年から21年度までの行財政改革の集中プランというものを持っておりました。それから、平成21年度を初年度として、25年度までの計画期間とする行政改革大綱というものを持っておまして、現在はこれに沿って行革というものを進めておるといってございます。

この大綱の基本的な考え方は、市民が主役の持続可能なまちづくりというようなことで、先ほど鷺見議員の御質問にもお答え申し上げましたが、その要点としては、質の高い行政サービスの提供、それから、市民が主役ということで、市民協働ということを大切に市民協働による連携という問題。

それから、この郡上市の行財政体制、身の丈に合った行財政体制への移行というような3つの基本というようなことで進めてまいったつもりでございます。

それで、幾つか申し上げますと、職員数、そういう身の丈に合った体制づくりという意味では、これまで合併以来、職員の計画的削減というようなことに努めてまいったわけでございます。

郡上市合併以来、今回私が就任させていただいてから、それ以前を含めましても、例えば、普通会計の職員が、合併当初は741人おりましたが、23年度の4月1日現在で577人ということで、この間164人の削減をいたしております。率にして22.1%ということでございます。

また、病院等の全職員で発足当初1,099人であったものを、23年度当初で949人、こちらのほうは、病院等、現場を持っておりますので、トータルをしますと、削減数は150人ということで、13.6%の削減ということですが、一応、定員適正化計画の目標をクリアしながら今のところ進んでいると、さらなる、しかし努力が必要であるというふうに思っております。

それから、大変たくさんの施設を抱えておりましたので、公の施設について、一定の再編統合をしなければいけないということで、これまで特に市有で持っておりました集会所等について、自治会等への所有権の移転ということを進めておまして、これまでに34施設について自治会等への無償譲渡というようなものを進めております。

また、郡上市が現在持っております4つの公営の温泉施設がございしますが、これについても順次指定管理者制度への移行ということで、今回、最後の子宝の湯を指定管理者制度への移行というこ

とで御提案を申し上げておりますが、これが済めば4つの公営の温泉については、すべて今後民間への指定管理者制度への移行ということで、そうした民間の創意工夫を生かした経営を進めていってもらいたいというふうに思っているところでございます。

それから、郡上市は、先ほども申し上げました。大変、起債残高をたくさん抱えておりましたので、でき得る限りこの削減に努力をしてまいってきたところでございます。

私が就任をさせていただいたときには、平成19年度末の結果を、後、そこを引き継いだわけですが、平成19年度末と、現在提案をさせていただいております24年度末の予算で起債残高を相互に比較をいたしますと、一般会計では、この5年間に526億3,000万円から451億5,000万円と、約75億円の純減と、それから、市債全体、病院事業債とか下水道、簡易水道等を含めると、平成19年度末、957億9,000万円あったものを24年度末では813億3,000万円ということで、約145億円削減するというような形で、何とか健全化へ向かって、一挙にはいけません、一步一步を進めているということではないかと思っております。

そのほか、この行財政改革大綱は、大変たくさんの項目の、先ほど申し上げましたようなサービスの向上であるとか、その他、市民協働を進めるとか、いろんな項目を掲げておりますが、現在のところ、おおむね80%ぐらいの項目について着手をして、まだ途上のものもございしますが、やっているというようなことだと思っております。

20%強の項目については、残念ながらまだ掲げておりますが、手がついていないものもあるというふうに考えておまして、こういったものを今後の行財政改革の中で引き続き現在の状況において、それがまた正しい目標であるかどうかということも検証をしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ただいま市長は「第2次の行政改革大綱」という発言をされましたが、行政改革大綱の計画期間は、終了年度を1年これから繰り上げて、そして、新たに平成25年度から30年度までを計画期間とする第2次行政改革大綱の策定とあります。特に重要な取り組みにはアクションプランとして取りまとめるとありますが、そういった方向、あるいは概要について、簡単に田中市長公室長に答弁を求めます。

○議長（池田喜八郎君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、第2次行革大綱ということでございます。合併10年のこの地方交付税の算定特例期間が終了し、また、この交付税の算定の基礎となります人口も減っていく中であります。

こうした中で、行革大綱におきましても平成31年を目指しての、その目標的な一般会計の予算規

模、あるいは地方交付税の見込み額というものを試算しております。これを総合計画の後期基本計画におきましても計上をさせていただいております。

軽々に先々のことを見通して、余り扇動をするようなことになってはいけませんので、慎重になるべきことではありますが、総合計画で今、目標額としております一般会計の規模は220億円、それから、地方交付税の見込み額は94億円ということというふうにされております。

こうしたものも刻々の経済対策とか制度の変更で変わってきますので、今考えておりますことは、市長が常々言ってみえますように、これからの正念場ということがありますので、過剰に反応することなく、あるいは適切に手遅れを起こさないようにきちんと対応すべくということで、行政改革大綱につきましては、25年までが計画期間でありましたが、1年前倒しにしたいというふうなことで現在考えをして、24年度の計画をさせていただいております。

その中で、今考えておりますことは、これまでと大きな違いはございませんけれども、やはり、資源の量的削減というふうに言い方をしておりますけれども、人と物と金、人は職員のことであります。

それから、物は公の施設の関係でございます。また、お金につきましては、公債費負担適正化計画によります地方債の借入額の抑制でありますとか、投資的経費や計上、事務経費等の削減、こういうものになるわけでありまして、こういうものを全体として適切な規模に、身の丈に合ったものにしていくということが一つでありますし、それから、行政サービスの質的向上というものはしっかりやっけていかなくてはならないということでございます。

また、先般、市民協働センターの提案もいただきましたけれども、市民の皆様の参画を大いに、公共領域におきましても参画をいただけるような状況を大につくっていきたいということが視点であります。

最後に、4点目は、いわゆる経済活動、地域経済にどれだけでもつながっていくような、そうした取り組みとして、つくる改革というのはちょっと難しいテーマではありますけれども、そういうふうな観点を持ちまして取り組んでいく必要があるのではないかと。

例えば、今般でいきますと、子宝の湯が市有の温泉では4番目に指定管理者制度の導入になりますけど、新たな運営経営母体をつくって、そこがやっけていかれるわけであります。

そういうふうなことが市内でふえてきておりますので、そういう観点を持ちながら、また、今考えております情報通信の分野におきましても、そうした形態を起こしていくという形の中で行革を進めていくということを今考えておるわけであります。

また、アクションプランと申したのは、実施計画を見ますと、割と数字とかが入ってなくて、何年から実施とか書いてありますので、県におかれましては、22年3月につくられましたアクションプランで非常に細かな、具体的な施設名を入れて計画をされておみえです。

何年になりますと名古屋事務所を廃止するとか、ニューヨークに派遣した職員を何年におくとか、そういう意味におきましては、より適切に数字をもって、具体名称をもって行動を起こしていくということにつきましても、アクションプランというような形で、3年ぐらいの恐らくこの計画期間をローリングしていくことになると思いますけど、そういうふうなことを24年度には策定をし、25年度から1年前倒して進めていきたいと、こういうふうにして考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 方針、あるいは市長の評価を含めて答弁いただきました。

今までの私も、行財政改革についての質問、あるいは提案につきましてもたびたび行ってきたところでありますが、今、市長言われました職員との対話のことについて、ちょっと今思い出したのですけども、庁内の職員で提案制度、提言制度がありますけども、以前、たしか一般質問をしたときには年一、二件というようなことを言っておられましたけども、最近はどうかわかりませんが、

そういったことを例えば反省してみると、悪くとれば、提案・提言しても検討をされないという職員の気があったり、よくとれば、各部、あるいは各所内で意見が十分反映されているという両面あるのですけども、やはり、職員の前向きでやる気、意欲のある行政推進にぜひとも今後取り組んでいただくように強く要望をいたしておきます。

第2点目でありますけども、政策基本の柱の一つに、最重要でありますところの産業雇用商工振興である地域の活力といいますか、あるいは人口減にもつながる、地元で雇用をする、働く場所、そんなことを含めてのいろんな課題があるわけでもありますけども。

過日2月23日の新聞報道にありましたが、郡上市の山間で約半世紀の歴史を持つプラスチック雑貨メーカー、八幡化成さんの件でありますけども、メイドインジャパンの高品質で欧米市場への本格的な進出を目指す一社のうちでありますけども、こういったことを活動するために、継続的な見本市への出展や展示会を開くには費用も相当かかるということで、代表は「自力だけでは限界がある」というようなことを言っております。

また、県においては、新年度の商工施策の大方針を、変わる中小企業として掲げ、県内の99%を占める中小企業対策に力を注ぐとあります。最も大切なことと思います。

市内においても世界に通用する物づくりというものは確かにあると思いますので、そういったことに力を注いでいくべきと思っておりますが、この施策についての新規事業方針概要について、菫島商工観光部長にお尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 商工観光部長 菫島由実君。

○商工観光部長（菫島由実君） お答えします。

商工課のほうでは、定期的に市内の企業さんに対しまして経営実態調査を行います。その中で見えてくるのは、ずっと経営が横ばいのままで、なかなか上向きにできない、なかなか発展性が見えてこないというようなそうした実態でございます。

そうしたところを打開し、新たなビジネスチャンスを開くというような、そうした意味合いを込めまして、この平成24年度には新たな事業としてビジネスフェアと出展支援事業を予算に上げさせていただきます。これは、特に製造業の各方面におきまして、ぜひ売れる物づくりの推進と、そして、販路開拓のそちらの支援をしようというものでございます。

大きく分けて3つのことを考えておりますが、その一つは、売れる物づくりのための講習会、勉強会でございます。

今まで地域で売っておるときには、なかなか高めるということまで思い至らなかったかと思えますけど、国内販売に打って出るということになりますと、その商品の品質をしっかりと高めるということも大事でございますし、また、基本的な部分として商品表示をしっかりとした形で提示できると、そうした商品自体のクオリティーの向上という方面で、ぜひ勉強会に参加していただきたいということでございます。

2つ目は、都市部での大変集客力の高いそうした大型ショッピングモールで郡上物産フェアを開催したいということでございます。

この1月にも一宮市内の大型店で実は開催をいたしました、そのときには、そうした場合、今まで行ったことがない、22店舗が出展しましたが、その中の21店舗は、これまでそういう展開をやったことがない方々でしたが、大変一生懸命取り組まれまして、目標の1.8倍というような売り上げをして、皆さん自信と手ごたえを持ったということでございました。

新年度もぜひ、名古屋市内等の大型店で、この郡上のものをそろえて売る郡上フェアをぜひ展開したいと思っているところでございます。

また、3つ目でございますが、今、国内各地で開催されていますさまざまな物産展とか、ビジネスフェアとか、商談会に、そうした場合、進んで出展しようという、そういう企業を支援する、出展経費の一部を助成していこうという事業を予定をしております。

そうしたことによりまして、その製造業者さん自身にこれからもどんどん販路を自分から開拓していくのだというそうした企業努力の心構えをぜひ促したいと思えますし、また、そういう全国展開できる郡上産品が一つでもというか、できるだけ多くメジャーな市場へ送り出したいということも思っております。

そうしたことによって、総合的に郡上の物づくりというものに評価が高まり、名産地郡上というような、そうした地域ブランドの名を全国に発信できたらいいなということを考えております。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 将来、これからに向かっての新たな事業の方向を答弁いただきました。

企業誘致も確かに大事であります。積極的に進めなければならないと思いますけども、それプラス守りも大事だと思います。

だから、まず、地元の企業・商業、そういったことの育成・発展をしっかりと充実に考えていかなければいけないと思いますが、企業、あるいは商店も含めて市との連携を強く望んでいると思いますし、それから、そういったことによって、公の立場でしかできないバックアップに期待をされるころの企業が、先ほどの新聞でもありますけども、要望をされておるわけでありますので。

ぜひとも、すべて行政におんぶ抱っこでなしに、行政が、そういったことをいかに行政でできることをやるかということについては、企業に足を運んでいただいて声を聞いてもらいたい。ぜひそれを強く望んで、今後のまた一つの方針に加えていただくようお願いをしておきます。

続きまして、3点目であります。社会基盤について2点、市長にお伺いをいたします。

社会基盤整備については、特に道路基盤整備については、市民も随分、それぞれ関連があったり、あるいは生活基盤にも直結することがありますけども、国の直轄の国道、あるいは県道、市道、農林道を含めて、これは、市民にとっては同じ道路でありますので、重要な生活向上の大切なことであります。

今まですべて関連団体と連携をしながら、積極的に働きをかけるということで、要望活動、いろんなことが進められておったわけでありますけども、そういった中で、はっきり現状では、今までも各一般質問の議員それぞれにありますように、地域の格差がはっきりあります。

そういったことについて、公平、平等性から、市民の不満も声も聞くところでありますし、市長も恐らくそういったことについては耳に入っているところでありますが、座談会等でもいろいろ行ったとこで出ると思います。そういった地域の格差の是正について、市長はどう取り組み、また、どう考えてみえるかを、お伺いをいたします。まず1点。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

この問題につきましては、古川議員初め、いろいろ御質問があり、お答えをしたこともございますが、特に、郡上市内の、例えば県道の整備率等につきましては、御指摘のように、結果的に数字を拾ってみますと、北部のほうと南部のほうと、かなりの格差があるというふうに認識をいたしております。

また、いろいろな地域行ったところでは、「我々のところはなぜいつまでもいつまでも待っても整備がされないのか」と、「我々の納めている税金の税率は、よその整備できている地域と違って低いのか」と、「納め足らん」のかとってしかられたこともございます。

そういう中で、本当に痛いほどそういうことを思っておりますので、もちろん市道の整備については、市自身が意を払うべきところでございますが、国県道等については、今後とも強く要望をしてまいりたいというふうに思っていますし、この要望については、とにかくこれまで、いわば行政ベースで執行部、あるいは議会というような形で出かけていって、国・県への要望をしているというようなことでございます。

こうなりますと、いわば市内のいろんな官民挙げてというか、関係団体の皆さんの御協力もいただきながら、関係要路に対してそういう要望を伝えていく必要があるというふうに思っていますので、例えば、仮称でございますが、郡上市で土木事業等についての推進の協議会というような、例えばいろんな多方面の組織、市民の皆さんの代表になるような方々も含んだような推進組織というのもつくりながら、強く要望をしてまいらなければいけないというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) あわせて、関連がありますが、2点目でありますけども、新市建設計画についての今後の方針をお伺いいたします。

市の基盤整備事業は、合併特例による各地域からの持ち寄りと言ってもいいでありましょう新市建設計画、これ10年が目標でありましたけども、そういったことが基礎になって進められているところでありますが、合併2年目に入った時点から厳しい社会情勢、あるいは国・地方の財政、そういったことによって方針が変わったことがその時点にあります。

その時点から、私は、このことについて、早期に、現況に合った新しい本当の郡上市一体の計画を求めてきたところでありますが、なかなかそれには地域のこの10年新市計画があつて、そういかなかったわけでありまして。

先ほど市長、前議員にも答弁されましたように、合併の特例10年は余すところ2年ではありますが、その進捗率についてこの前資料もいただきましたけども、23年度時点の終わった段階でいいますと、100%を超えている地域と、85%の地域があるわけでありまして、これは、私は、新市建設計画というのは当初から1,000億円というお金をある程度地域に割り当てて、その金額金額と言っていますけども。

事業箇所が上がっている以上、必要なことは、事業はお金がオーバーしてもやらなければいけないし、けども、事業が安く済んだところは、それで事業は終わったのですから、金額と事業と分けて考えたらということも以前言ったこともあります。そんなことを含めて、本来は、私個人から言わせてもらおうと、早くそういったことを、持ち寄りの新市計画に頼らずに、そして、郡上市一体的なことを取り組んでいったらどうかと提言してきましたけども、現在に至っております。

今後、余す2年、市長は次期に向かって表明されておりますので、今後の取り組みについて市長

の考えを伺いたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

郡上市の新市建設計画、私は、この郡上市の新市建設計画は、総投資額を、最初1,000億円、その次は700億円、そして、現在はおおむね10年間に635億円程度という総枠を決めて、そして、その中で、郡上市全体にかかわる事業と、そのほかを旧7カ町村別に、かつての広域連合等における費用の負担額等をもとにして比率を定めて、おおむねその比率でもって、各地域に投資をしようという話し合いがなされておったという、ちょっとこれは、かなり各合併市町村の中でも、あるいは特徴のある計画であったかと思えますけれども。

どうしても一定の数量、金額ベースでのそういう投資額というものに若干縛られてきているという点は確かに御指摘のとおり否めないところであろうかと思えます。

しかし、そのそういう各町村別の投資額の枠というものも見ながら、しかし、私は就任以来、本来に必要な事業は、優先度の高いものはどこかというようなことにも目を配りながら事業を進めてきたつもりでございます。

したがって、たしかに御指摘のように、この期間内に大規模な統合の中学校があったり、あるいは中学校の大規模な改築事業があったりというところが当初割り振られていた投資額の10%多く110%というふうな形になっているということがあると思えますので、それは、しかし、それなりにまた理由のあることであろうかと思えます。

残された2カ年間、そういう、もちろん全くこの投資額というものを無視するわけにもいきませんから、それも見ながら、しかし、市全体に今必要とされている事業は何かということを目配りしながら進めてまいりたいと思っておりますが、この10年間で郡上市が終わるわけでございません。

そしてまた、幸い合併特例債も現在その使用期間を、さらに当初の10年から5カ年ぐらい延ばそうという法律改正も現在、国会で審議中でございますので、そういうものがありますと、現在、郡上市では全体の当初の合併特例債の枠の6割程度しか使われていないということで、まだ100億円ぐらい残額があるということでございますので、それを新たな11年度目からもしそういう制度が開ければ、それを今度は、市全体の立場に立って、適切に、もちろん10年の成果も踏まえながら進めていくという形で、一遍そこで点検をして、新しい期間に臨むべきであるというふうに考えております。

（7番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 方針をいただきました。市の財政、今後進む財政のことを考えたり、いろいろなことを考えていきますと、すべてできればいいのですけれども、あっちもこっちもというわけに

はいきませんので、そういったことは、郡上市内の国道・県道を含めたどういったことについても、どこをどうするという方針をしっかりと示す、ぜひ市長のリーダーシップといたしますか、考えを転換していただいて、市長、トップ決断といたしますか、そういったことで優先順位をしっかりと、今回行われる議会の選挙は大選挙区であります。

地域の枠を超えて、議員も含めて、郡上一体となって国・県、関係機関に強く要請をしていく、そういったことを強く望んでおきます。

それでは、次に、時間が迫っております。

次の質問であります。適正、公平な課税についてであります。

このことにつきましては、以前も質問をさせていただきましたし、他の議員からも出ておりましたし、私は、昨年3月に質問をさせていただきました。特に、今回の24年度の歳入面につきましては、固定資産税において評価がえによる大幅な減収が見込まれ、1億4,257万円の減額となるということが掲げられております。

土地についてのことを聞きたいのですが、まず、評価額の土地について、郡上市の全体の40%はまだ評価額に達していない分があって、今回減収といっても、実際的には、その40%範囲内の人はまだ上がってくるわけです。そういう状況にあります。市民目線からは、下がる下がるというのを、上がっておるのじゃないかということは常に言われますので、そんなことを含めて質問をするのですけども。

評価がえされた宅地の固定資産評価額について、市内地域別の最高価額は、前回評価がえと比較して、どのように変化したかを、これは服部総務部長にお伺いをいたしますが、時間の関係で、もう1点。

今回の評価がえに前回質問をいたしました。市長のほうでは、前回の市内のバランスの面、あるいは市民の意見、そういったことについて一度見てみたいという答弁はあったのですけども、今回の評価がえについて、市民の意見を反映されているか、また、固定資産評価に市民の識者がかかわることについての市長の考えをあわせて伺っておきたいと思っております。答弁を求めます。

○議長（池田喜八郎君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、固定資産の評価額ということで御質問をいただきました。

その中で、高い順番から今年度の評価がえということでございます。まず、八幡地域においては、1平米当たり7万8,400円ということでございます。白鳥地域においては4万2,700円、大和地域においては2万1,800円、高鷲地域におきましては1万3,800円でございます。美並地域におきましては1万3,230円、明宝地域におきましては8,050円でございます。和良地域において7,980円でございます。

それで、比較しての下落率でございます。まず、一番下落率の大きい順番にいきますと、高鷲地

域において14.3%でございます。和良において10.2%、美並地域において9%、八幡地域において6.7%、明宝地域において6.5%と、また、大和地域においては5.6%と、白鳥地域においては4.3%という下落でございます。

市内全体の前回の評価額と比べて、前回は100としますと、今回の評価がえで93.9ということで、平均的には6.1%の下落ということでございます。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま総務部長が申し上げたような評価になっておるわけでございますが、もう一つ、後段の御質問でございますけれども、今回の評価においても、いわゆる基本的には不動産鑑定士に委託をして、そして、地域の実情等について、例えばいろんな標準宅地の選定であるとか、状況類似地区の設定であるとかといったことについては、市内の状況を把握している職員が議論に加わって調整をして行ったというのは実情でございます、山田議員がお話しされているように、例えば、市民の広く、あるいは市内の状況を精通している市内の例えば関連の方々というようなものに参画していただいた上での評価という形にはなっていないというのは実情でございます。

この辺については、今後の課題ともいたしたいと思いますが、ただ、申し上げられることは、この不動産鑑定士というのは、国家の資格を取った、そして、岐阜県内を広く、何のものにもとらわれないで、客観的に土地の評価ということのできる専門家でございますので、基本的には、こうした専門家というものを信頼をして、そしてやっていくべきものではないかというふうに考えております。

御指摘の、趣旨は理解をいたしておりますので、また、他自治体等にそうした例があるかどうかということも含めて、今後の課題とさせていただきたいというふうに思っています。

（7番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 市長言われましたが、貴重な財源でありますし、大変大切な税金であります。市民が納得してしっかりと払っていただくためには、そういったこともぜひ検討をいただきたいと思えます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で山田忠平君の質問を終了いたします。

午前中はあと1人でございますが、時間が早いかわかりませんが、ここで暫時休憩をいたしますが、再開は11時10分を予定いたします。

（午前10時54分）

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 上 村 悟 君

○議長（池田喜八郎君） 1番 上村悟君の質問を許可いたします。

1番 上村悟君。

○1番（上村 悟君） ただいま議長さんのほうからお許しをいただきましたので、通告に従って、質問、また、発言をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

数カ月前に私もこの席で質問をさせていただきました。9月でございましたけども、それから7カ月が終わって、わずか議会の議席でございましたけども、本当に私の人生にとって、いろんな面で勉強をさせていただきましたし、それから、郡上がこうあるべきではないかなんていうことを自分なりに思ったりすることがたくさんございました。

また、執行部の皆さん、それから、議員の皆さん方に、本当に心から感謝を申し上げて、また、いろいろと御指導をいただくことも多いと思いますけども、私の議員としての最後の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告でいきますと、市の行政と教育委員会という形で出しておりますけども、実は私、ここへ来てからですけども、高鷲におってもだったかもしれませんが、行政の中に私は教育委員会も一緒にあるのだとおったのですが、どうも学校法ということで、いろいろと行政と違う面もあるのだということも多少は勉強をさせていただきました。

その中で、先般私、行革の委員会の中で、自主バスの関係等が出てまいって、そういうものを見直しをする、そういうときにも教育委員会の関係は全く出てこないのです。どこが管轄しておるのだからと思っておったのですが、どうも学校法ということで、いろいろと行政と違う面もあるのだということも多少は勉強をさせていただきました。

これもひとつには、業者の皆さんが安心して雇用をして、また、安心・安全の運行ができてということで、1年1年では十分ではないのではないかなというようなことを含めて、お金の問題ではないに、行革の中では話し合ったというふうに思っております。

その中に、教育委員会だけは単独で1年でやられると、全くそういうところへ上がってこないということについてはいかなものかなということを思いましたので。

それから、もう一つは、私の高鷲町のことを言いますと、山の上の高いところの大きな建物の中に教育委員会や、数名職員がおるわけなのですが、それと行政とのつながりにつきましても、また、教育委員会、いろいろお話をして、今までは文化財のほうの関係、それから、図書館の移転の関係等々をいろいろ申し上げてきたのですが、一向に進んでいない。

少しは、ごめんなさい。市長さんも一生懸命やっていたいたのですが、私の思うところか

ら言うと、まだまだだというふうに思っておりますし、教育委員会の立場でお答えをいただきますけれども、そういうものを移転しよう、市民の声を聞いて、もう一遍見直しをしようという考えではなしに、それはできませんというのが前提に来るので、どうもその辺のうまく連携ができておらんじゃないかなということも思って、後ほどまたその辺の関連については、副市長さんとこの前一遍話したことがありますので、ひとつ伺いをしておきたいというふうに思っております。

それから、情報の関係なのですが、これは、本当に些細なことかもしれませんが、1月にホームページ、市の出しているのをずっと見ましたのですが、3年前の事業がまだ載っているのです。それから、この間、12月のときに田代議員から、月の違うような、夏と冬と違っておるような情報が出ているということで、全く、せっかくそういうものを出していただくのなら、しっかりした情報を出していただきたい。

ただそこで出してつくったらそのままなんということは全くもってのほかだと思し、職務怠慢だと私はそういうふうに思います。そういう指導もひとつよろしく願いをしておきたいと思えます。

それから、もう一つは、商工会の関係なのですが、商工会が、私たちは、商工会という零細企業を、大型店舗が変わる前なのですが、その前は本当に商工会の職員の皆さんに経営の指導、それから、いろんな地域のイベントについて、本当に一生懸命やっていただいて、活気もあつたし、それから、お年寄りの方でも税務相談、いろんなことをすぐやられたというふうに思っていますが。

今の情勢でいきますと、数年ぐらいには郡上1本になって、15名以下になるように聞いておりますけれども、とてもそれではいろんな商工業、零細企業の皆さん方、お年を召された皆さん方が一つの納税にせよ、それから、銀行の対応にせよ大変だというふうに思いますが、そういう面について、どんなふうに市のほうでは対応をされるのか。

ちょっと聞いておりますとこによりますと、税理士のOBの方とか、商工会の職員のOBの方とか、いろんな方を活用して、パートをお願いをして対応をしていくという方法もあるというふうに聞いていますが、そのようなことも含めて、この今の件について、副市長さん、もしおわかりならお答えをいただきたいというふうに思えます。

○議長（池田喜八郎君） 上村悟君の質問に答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 最初の行政改革の進め方等々、そればかりではないと思えますけれども、そういったことが市長部局の中の事業については非常に出てくるけれども、教育委員会との連携、あるいは教育委員会の動きが見えないのではないかというお話しでございましたけれども、今ほど議員おっしゃいましたように、もちろん教育委員会の教育の独立性、中立性というものがございしますので、おのずと行政が携われるところも限度があるわけでございますけれども、当然に、今ほど

お話が出ておりました行政改革、あるいは入札制度、あるいは人事的なものについては執行部側で裁量で、あるいは協力しながらやっておるのが実態でございます。

今ほどお話がございましたバスの件につきましては、いわゆる入札制度によりまして業務委託を単年度ごとにやってきたわけでございますけれども、一方では、雇用の面、あるいは準備の面、いわゆる資産的なものを含めました準備の面等々から考えると、単年度でやっていくには非常に厳しいところがあるということの業者さん方、非常に不安定なところがあるというお話は何っております。

一方、今回、岐阜バスが撤退をして、明宝線、あるいは和良線を業務委託するということが出てまいりますと、このシェアの中にしっかりした業者をつくっていく必要もあるということが出てくるわけでございます。

いろんな意味で、例えば3年間の契約、長期契約の条例のほうで改正をするか、あるいは債務負担をとってやっていくか等々の課題があるわけでございますけれども、あくまで原則的には単年度で契約はしていくと。

ただし、入札をいたしまして、それ以降、随意契約の形で2年間継続してやっていただいて、3年までいけるようにしたらどうだろうと、そのようなことも考えながら、一つの業者育成と、それからもう一つは、安定的、あるいは安全な運行といったことも考えまして、自主運行バス、あるいはバス運行については考えております。

当然にこのことにつきましては、教育委員会のほうにもこういった形で進めるというお話をさせていただいておりますし、そういったことについて検討をしてほしいということも伝えてあります。

ただ、いわゆる時間に制約されまして、定期的に運行しますバス事業と、学校の行事等々を含めまして、子どもの、いわゆる自主運行バスのほうは不特定多数の方々が乗られるということでございますし、スクールバスのほうは特定の定まった人たちが乗られまして、学校行事も含めてやっておるといったことから、その辺の差が出ておったわけですが、これまでは。

そうは言いながらも業務委託、あるいは、これからどういうことになるかわかりませんが、指定管理的なもの等々を含めると、地元業者育成といったことも大事でございますので、一体の中でできるのかできないのか、そういったことも考えていく必要があるのではなかろうかと思っております。

それらを含めまして、教育委員会とも連携を密にしながらやっていきたいと思っておりますし、教育委員会のほうもそういったことを踏まえた上での検討に入っておるということでございますので、その辺については御承知おきいただきたいと思っております。

また、商工会の関係でございますが、商工会とは年に数回話し合いの場を持っております。市長さんも、あるいは私も出て、商工会の役員さん方と話す機会を持っているわけございまして、そ

の中で、やはり職員の減ということが非常にここ数年出てきております。

我々としては、これが一体どこで決められてくるのだというようなこともお話ししながらやっているわけですが、県の連合会のほうの方針でなされておいて、いわゆる経営指導ということに特化・強化をしていくという形の動きがあるということでございます。

そのフォローを、中濃圏域とか、あるいは広域的な部分におきましてエキスパート派遣事業等々を最大限に活用しながら、専門家による経営指導を進めていきたいという思いがあるようでございますけれども、急激な職員減はいかなものかと、そのことによって商工会員さん方の減少につながるといったことは避けなければならないということで、実は、今年度におきましても予算の段階において、いろいろ商工会さんと話を詰めさせておいていただきます。

その原因の部分の補てんするためには、正職員ではなしに、いわゆる今ほど話が出ていましたように、OBさん、あるいはそういった専門の方々を雇い入れた形の中でカバーをしていきたいというお話がございました。

この形が見えた段階、あるいは具体的になった段階において、市としてもバックアップ体制をとりたいと、そういうふうな形で思っております、その予算についても今後皆さん方にまたお諮りしながらつくっていくということを思っておりますけれども、そういう形でつくっていきたくていうことを思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

ホームページについては、市長公室長のほうから説明があると思っておりますけれども、できるだけチェックはしておくつもりでございますし、私が見たときには、割とそういった間違いとか、そういうことに気がつかない分がございまして、大変多岐にわたっておりますので、その辺について、これからもチェックをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上村悟君。

○1 番（上村 悟君） そのホームページのお話をもう一遍いきますと、今持っているのですが、かなり古い日にちの21年度なんていうのはまだ載っているのを、これつい最近、間違いはないのですが、本当にもうちょっとしっかり管理をしてください。

各部、結構あちこちたくさんあるというふうに私は思っていますので、早速お帰りになったら確認をして、ちゃんとして整理をしてもらいたい。それをお願いしておきますし。

それから、今の商工会の関係につきましても、市長さん、この提案説明のときにもいろいろお書きになっていますし、それから、市の23年の3月に出した商工会の関係のときも、「商工振興ビジョンは、策定しただけでは意味を成すものではなく、将来像に反映した郡上の強みを生かして」というようなことが書いてあるのですが、本当に、今言われるだけでなしに、実際、商工業の人たちの身になって予算組みの取り組みをしていただきたいことをひとつお願いしておきたいと思いま

す。

それから、その次に、福祉についてでございますけど、市長さんにお聞きしたいと思いますので、これだけ別やなしに、一緒にお聞きしますので、ひとつお許しいただきたいと思います。

市長が考える郡上の将来像についてということで質問をさせていただくようにしておりますが、先ほども話しましたが、12月の定例会の折に日置市長におかれましては、来期の市長に再出馬の意を示されております。私、今の郡上を見ると、本当に財政の厳しい中、首長として努力、苦勞をされている姿を見、本当に御苦勞さんですと申し上げたいというふうに思っております。

そして、また引き続き首長としてお働きいただく、本当に私は、郡上の中で、今最適任者であるというふうに考え、本当に頑張ってくださいますことを、エールを送りたいというふうに思っております。

しかしながら、私たち市民の人からお聞きしたり、私たちも議会を通して市長さんとお会いするときに、いろんな面で、こうあってほしいなとか、こういうことは変えてほしいなというようなこともございますので、それも苦言ではございますけども、少々申し上げさせていただきたいと思っております。

その前に、介護の関係でございますけども、今、介護報酬等の見直し、本当にあそこはたくさん、しょっちゅう法が変わって大変なのですけども、大変報酬が減ってまいっております。

ということになりますと、その中で、今の社協の状態を申し上げますと、多少の利益を生んで、ほかの事業に、ほかの事業というのは福祉の関係ですけども、いろんな形で、職員の派遣であるとか、それから見守りであるとか、そういうようなところの事業に力を入れておるわけなのですけども、今の状態でいくと、とてもじゃないがその辺まで手が出ないと。

と言いながら、市のほうでは、市の事業も含めて多少社協のほうがお預かりしておりますので、市のほうの援助もいただきながら何とかやっておるような状態ですけども。

私、一番思いますのは、先ほどから皆さんが「平等である」とかいう話しですけども、特に介護については、中心部はいいのです。中心部はいいのですけども、少し離れたところになると、介護の人たちが、ヘルパーの方が行くについても、そういつて介護をする時間よりも、行ってくる時間のほうが長いというようなこと、そういう状態があって、その制度の中ではとても採算がとっていけないということになると、どうしても撤退をしていく。

今、NPOの方、それから、JA、それから、社会福祉協議会というようなことで、3つがそれぞれカバーしておるわけなのですが、そして、その中で、福祉の関係では、福祉員というのを各地区に設置をして、ことしで3年目になると思っておりますが、約600人の方をお願いをいたしております。

ただし、この方たちは、年間に2,000円の報酬ということでございまして、報酬というようなものでないのですが、各地域のなるべく細かく、お年寄りの見えるようなところの地区の見守りをや

ってくださいと、どんな状態だとか、雪がひどくたまって、あそこに屋根雪をおろしていないからどうやろうとか、それで、自治会長さんなりに相談をしながらやっていくというような形でつくったのですけども、それでは介護ということまでは手が届かないのです。

だから、私思うには、もしできるのならば、そういう地区に手は差し伸べてくれる人をお待ちになっているお年寄りの方、また、体の介護の必要な方たちがおみえになるのですが、介護ヘルパーの資格を何とかして市のほうで、社協でもやっていますけども、市のほうで援助をいただいて、一人でも多くとっていただいて、そういう人たちをそういう地域に配置をして、それから、パートで結構ですので、そのときそのときやっていただく。

それから、例えば買い物のお手伝いをするとか、いろんな形があるのですけども、そういう形で、ひとつそういう不自由な方をやっていただくことができないのかと、それについては、NPOなり社協なりお任せいただければ、そういう事業として取り組みをしてやらせてもらうことについては定かではありません。

これ、市長さんの、「高齢者は要介護状態にならないように、介護予防事業に積極的に取り組むとともに、在宅介護を支援するため、寝たきり高齢者等、介護者慰労事業を」というふうに書いてあるのですけど、本当に家庭で見守っていただく奥さん、また、旦那さん、また、家族、大変だというふうに思うのですが、それまでに、そういう介護ができる人たちを養成をしてやっていただくということが本当に一番いいのではないかと。

そして、施設も大変込み合っているというのはおかしいのですけども、一杯で、満ばいで入れないという状態で、きのうも質問が出ったのですが、何百人待ちとか何十人待ちということで、皆さんが自宅待機されている。

けども、基本的には、自分の家で、在宅でというのが、私は福祉の基本だというふうに思いますので、そのためにも、そういう手助けができる人の養成、それから、派遣、そういうことについてひとつ前向きにお考えをいただきたいというふうなことを思っております。

それから、もう一つには、最後になりますけども、人材育成、これ、私、9月のときにも質問をいたしましたけども、本当にいい職員が育っているのだろうかということで、私もこの今、数カ月のうちに市の中で職員の人たちと接触をし、お話をすることがあったのですけども、言葉の使い方は悪いかもしれませんが、私が想像した以上に皆さんは本当に勉強をして、市民に対する心遣いをおってくれることについては、さすがやなというふうに思っていましたけども。

みんながみんなそうじゃなしに、私が言いたいのは、外交官のような人をひとつ育ててほしいなと、いろんな形で外に出て、こういう事業に取り組んできて、うちの市ではこういうことをやるのだと、それじゃそれについてはこんな予算が要るやとか、堂々と物が言えたり発想ができたりするような人が何とかたくさんできてほしいなと。

であれば、私たちのいろんな町、遠隔地のとこです。その支所についても、今どんどん人が減っていますけども、仮に3人、4人減っても、そういう人が1人おってくれば、イベント事についても、それから、商工会の問題についても産業興しについても、いろんな形で目いっぱいやってくれるというふうに思っております。そういう人を何とか養成していただきたい。

そして、私は、その人材養成のときに、9月に質問したときは、市長さんは、自治大学か何か「職員を出して勉強をさせております」というふうに言われましたけど、私は、頭がどうか、何がどうかということではなしに、本当に行動力があって、上司に対しても、管内にあっても堂々と発言をしながら自分の意見が言える人、そんな職員。

それから、市民に対しても、「何しとるんや」、「どこが足らんよ」、「どうしたらいいんよ」ということを、本当にこっちから問いただしながら相談に乗ってやれるような人、そんな人を私はぜひ要請をしていただきたいなというようなことを思っております。

それから、最後になりますけども、市長さんにおかれましては、今まで4年間やっておみえになって、いろんな形で、先ほども市長のほうからお話がありましたけども、それ前に長い間、県の職員としてお働きになってきて、それから、政治をやる形に変わるとき、大変だというふうなこと、戸惑いもあったと思いますけども、4年間を踏まえて、今度は本当に、市長さん、思い切った、自分はこれやというようなことをぜひやっていただきたい。

その目先にある細かいことをピシッピシッと整理するのも大事ですけども、それ以上にこんなこともやってみようと、思い切ってやっていただけるようなことを私は望んでおるものであります。

そんなことで、それからもう一つは、だから、僕は、政治というのは何かというと、政治は閉じるものではないと、どんどん開いていくものであると、進んでいくものであるというふうに私は思っていますし、それで、人は切るものではないと、育てるものだというふうに思っております。

そういう意味で、本当に幅広い政治を考えながら、郡上の全体のことを見ていただき、それから人はどんどん育てていただきたいと、そんなことを、市長さん、私は要望をしておきたいと思いますし、その中においても一つだけ。

私が来てお願いした件もあったのですが、いろいろ決裁の問題ですけども、市長さんのところに決裁が上がってくると思っておりますし、市長さんについては、市長として郡上の全体を知っておく必要があるので、細かいとこまでチェックをされているというふうに思いますが、課長、部長、副市長というような形で決裁権というのはあると思いますが。

その辺は、職員を、部下を信頼して、お任せをいただいて、そして、どんどんそういうものを早く進んでいくような形も考えていただくといいのではないかと、一生懸命やっただいて、いろんなことを知っておっていただくのは大事ですけども、信頼をして任せるといってもひとつ欲しいなということちょっと私は思いましたので、言いにくいのではなしに、聞きにくいことかもし

れませんが、ひとつお許しをいただきたいと思います。

以上、私の提出しておりました質問事項については終わらせていただきますが、ひとつお答えを
いただいて終わりたいと思います。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 上村議員、これは、項目をずっと言われたもので……

○1番（上村 悟君） ごめんなさい。その初めのお答えいただいた商工会とか、そういう問題につ
いては問題ないのですが、介護の関係と、それから、これからの市長さんのあとの4年間にか
けるこの気持ちを少しお聞きしたいということです。ごめんなさい。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

いろいろと貴重な御指導もちょうだいをいたしまして、まことにありがとうございます。

まず、介護の問題ですけれども、これも本当に御指摘のとおりだと思います。介護保険制度とい
うものができて、随分、私自身も経験がありますけれども、親の介護とか、そういった面では社会が
一緒になって、個人ベースで親孝行をするのでなしに、社会が親孝行をするという形で、高齢者の
介護などのいろんな面で制度ができたことは、本当にありがたいことだというふうに思っておりま
すが。

ただ、御指摘がありましたように、郡上市、広い地域の中で住んでおられる皆さんが、平等にこ
のサービスの一定の水準をなかなか受けるということは難しいことは、そのとおりであるというふ
うに思います。

大変交通条件の悪いところというふうなところにお住まいの方に対する介護をどうするのか。こ
れから大きな問題だと思います。

例えば、24時間訪問介護というふうなものが、これからの第5期の介護計画の中にも大きな課題
になってきておりますけれども、郡上市の中では、中心部にあるような、そういう介護サービス機関
が非常に遠いところへ時間をかけて出かけていくということは事実上、非常に困難であろうかと思
います。

そういう意味では、例えば、僻地といいますか、そういう交通条件の悪いところ自身にお住まい
の方で、一定のそういう在宅の訪問介護等ができる能力をつけてもらって、そして、そういう人た
ちを、例えば郡上市の社会福祉協議会のパートタイマーとか、そういうような形で属してもらって、
その身近なところで訪問介護サービス等をしていただくと、こういう仕組みを整備していくとい
うことが非常に大切なことであるというふうに思っておりますので、ぜひ、社会福祉協議会等とも
相談をして、そういう体制の整備に市としても努力をしまいたいというふうに思っております。

これまでも御承知のように、社会福祉協議会のほうでやられるヘルパーの養成講座等に、郡上市
の健康福祉部のほうからもいろんな講師というふうな形で参画をさせていただいて、努力をしてい

るところでありますけども、今後ともそうした面も重視をして進めていく必要があるというふうに考えております。

また、当然、介護保険のサービスに乗る前の段階でのできるだけ介護予防とか、健康保持とか、そういった意味でも、高齢社会へ向けての総合的な対策が必要だと思っておりますので、郡上市は、今回の平成22年の国勢調査においても、本当に高齢化率が32.2%と大変高い状態でございます。

65歳以上の方で介護保険上の認定を受けておられる方、要支援も含めてですが、65歳以上人口に占めます割合は15%ぐらいということでございます。

ただ、年齢階層別に見ると、75歳から79歳ぐらいまでのところは、かなり、しかしまだ健康で、皆さんそれぞれの方が頑張っておっていただくと、80歳から過ぎると急に認定率が高まってくると、こういう状態でございますので、今本当に、現在でも郡上市民の皆さんは、自分の健康や介護予防ということに気をつけながら、暮らしていただいていると思っておりますので、それを、サポートしていくという体制が必要であるというふうに思っているところでございます。

それから、いろいろな点、御指摘をいただきましたけれども、職員についても、私は本当に職員に、例えば執行部というのは、首長1人では何もできないと言ったほうが正確でございますので、いろいろな日々のこうした行政サービスをやっていけるのは、本当に職員のおかげであるというふうに思っていますし。

それから、そういう職員が今、本当に心ならずも毎年毎年削減をしていかなければならないという状態の中で、一人一人の職員の能力をいうものを高めていくということも本当に必要なことだと思います。

ただ、職員には持ち場持ち場というものがございますので、先ほどおっしゃった、例えば、外交官のような職員とか、あるいは、ひところよくはやった政策形成能力を備えた職員とかというのを、しかし、全員がそうなる必要はないというふうに思います。

本当に日々市民に接していて、親切で心のこもったサービスをやるということが、本当に本領であるという職員もあるし、それから、市政の頭となり、耳となり、口になりというような形での頭脳部分、神経部分というようなものを担う職員も必要であるということで、その必要必要に応じて職員のいわば育成といいますか、そういうふうになっていってもらいたいことをやるのが首長の仕事であるというふうに思っておりますので、その点については、もし今後機会が与えられるとするならば、一層意を用いてまいりたいというふうに思っております。

それから、職員を信頼してということは、私も心からそういうふうに思っておるところでございますが、職員を信頼するということと、仕事を全面的に丸投げで信頼するということとは、少し違うというふうに思っております。

私のところは、責任の行きどまりでございます。私が判を押して、その誤った行政が外へ向かっ

てなされるということであった場合には、これは私の責任でございますので、大変決裁のスピードが遅いということも、十分その自覚もいたしておりますが。

片一方で、それくらいその意を払っているということであり、それは、首長が安心して、言ってみれば、判が押せるように、さらに要所要所の職員がしっかり支えるということもまた必要なので、私は、職員は信頼するけれども、仕事は、人は、時によっては誤りがあるということは前提にして、それぞれの、これは私だけでなしに、副市長、部長、課長といった人たちが、職員は信頼すると。

しかし、仕事は、常にミスがないかというようなことを見、あるいはまた、その原案でいいのかどうかということも、その自分の長い経験、能力からやっていくということが必要なので、そのための稟議制度、決裁制度であるということは、私は常々職員にも申し上げているというところでございます。

それから、思い切ってやれということでございます。ぜひ、そのようなふうに思っておりますが、私自身は、首長にも恐らくいろんなタイプがあると思います。西のほうには大変すごいリーダーシップをお持ちの方もいらっしゃいますけども、いろいろ、先ほどお話しもございました。

職員との風通しをよくしていく、あるいは市民の皆さんの声もよく聞きながらやっていくという形でやっていかなければ、地域づくりというものは、だれか一人の抜きん出たリーダーが、「わたしはこう思う。これで後へついてこい」ということで、必ずしもついて来てもらえるものでもないというふうに思います。

リーダーというのは、しかしながら、旗を掲げて、その先頭に進むものであるということは肝に銘じておるわけでございますが、そういう、片一方で、また事に当たるということについては、私自身は謙虚な気持ちというものも持たなければいけないというふうに思っているところでございます。

郡上の将来ビジョンをどういうふうに考えて、郡上市民をどこへこの船を持っていこうとしているのかということについて、余りわからんというようなことで、よくそういうことも、それもしっかりビジョンを掲げろということでございます。

その郡上がどうあってほしいかというのは、いろんな意味で、今、人口が非常に減っている中で、一言でいえば、将来へ向かって、次の時代へ向けて、このすばらしい郡上市というものを承継していけるように、バトンタッチしていけるような、そういう持続可能なふるさとづくりというものを進めていくということであろうかと思えます。

それが、例えば自然環境がよくて、伝統文化があって、産業が元気で、災害に安全でとか、社会基盤は便利でとか、住んでいる人は医療や健康、そういう面も十分配慮されているとか、いろいろ要件を言えば、またこれも切りのないことでございますが、私は、地域の姿として、一言で言うと、昔、平成元年か2年ごろに、井上靖さんの小説で「孔子」という論語を下敷きにした小説、長大な

小説がございませう。

この中に、ある地方の長官が、孔子に対して「政とは何でしょうか」というふうに聞いたときに、6文字で答えたとき、それは、「近き者説び、遠き者来る」という近者説、「せつ」というのは「説明」の「説」という字を書いて「よろこぶ」と読みますが、そして、「遠者来る」と、遠い者来ると、要するに、住んでいる人間、市民がよろこんで、安心して暮らし、そして、その評判を聞き、あるいはそういう実情を見て遠くからの人が移り住んでくる、あるいは訪ねてくると。

こういうことが一つのその地域の理想像であると、あるいは政の理想であるということ孔子は言われたのではないかと思ひまして、そういう気持ちを持って事に当たらなければいけないというふうに思っております。

ちょうどゆうべそのことを思ひまして、論語の本を読んでおりましたら、もう一つ、その言葉の近くに、子路という弟子が孔子に対して、「先生、政とは何でしょうか」と、こういうふう聞いたことに対して、孔子は、「これに先んじ、これを勞す」と、「先」という字と、それから、「労働」の「勞」という字を書いて、「これに先んじ、これを勞す」と一言で答えたそうです。

これは、要するに皆さんの先頭に立って勞すって、汗をかくことだよと、先頭に立って自分でやることだよと言ったということですよ。

弟子は、余り簡単なものですから、「もうちょっと詳しく説明してください」と言ったら、また一言で「うむことなかれ」と、飽きることなく継続してやることだよというふうに答えたというふうに言っておりますが、そんな心構えで、議会ともども私は郡上の施政、あるいは郡上づくりに取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

(1番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 上村悟君。

○1番(上村 悟君) 本当にありがとうございました。私も最後だと思ひて、一生懸命やったのですが、どうもあちこち質問のところがまざってまってわからなんだところがあったかもしれませうが、済みませんでした。

また、今は市長のほうから大変御指導をいただきまして、本当にありがとうございました。本当に、住みやすい、安心して皆さんが喜んでおられる、そんな郡上づくりをひとつ頑張りたいと思ひますし、私も、年も来ましたが、いろいろな形でまたお手伝いすることがあれば、お手伝いをしていきたいと思ひますが、ひとつよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長(池田喜八郎君) 以上で上村悟君の質問を終了いたします。

昼食のため、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時50分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 村 瀬 弥 治 郎 君

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君の質問を許可いたします。

8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ただいま議長さんより一般質問の許可をいただきましたので、午後の1番でございますけども、質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

今回3点質問を通告いたしました。その第1点目でございます。行財政改革への取り組みについてということで、市長の言われます身の丈に合った行財政改革の確立ということでお願いいたします。

この質問に関しましては、午前中に2名の議員さんが質問をされておりますけども、重複する部分もございますけれども、削除をしないで質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

2月24日開会の平成24年第1回定例会において提案をされました平成24年度の当初予算案は、一般会計275億6,200万円、特別会計・企業会計の総額482億9,000万円余であります。一般会計での市民1人当たりの予算額に関しましては、実に60万円を超えるものであります。

その中にありまして、一般会計予算歳入の約44.9%を占めます、金額にして123億7,000万円の普通交付税は、平成25年度をもって合併によります算定特例での増加分全額保障期間が終了いたします。その後の5年間は7・5・3・1割と段階的に減額される予定でありまして、これに伴い、平成31年度には現在より30億円以上の普通交付税の減少が見込まれると示されております。

このようなことから、本市の財政状況は一層厳しくなることが予測され、行財政改革は極めて重要であります。

平成24年度郡上市行政改革大綱の計画期間の終了予定年度を1年間繰り上げ、新たに平成25年度から平成30年度までを計画期間とする第2次行政改革大綱の策定を行うと示されましたが、事務事業の再編、整理、民間委託の推進、定員管理の適正化等、行政のスリム化については、新たな対抗の中に盛り込まれていくと思われま。

特に、普通交付税が減額する中、施設展開を支える自主財源の確保は極めて重要と考えるところでもあります。

可処分資産の積極的な売却と活用、使用料、手数料の適正化、市税等の収納率の向上対策強化等、自主財源の確保について、新たな大綱にどう盛り込まれていくのか、現時点での市長のお考えを伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま御指摘がございましたように、現在、平成25年度を初年度とする第2次の行政改革大綱というものを策定して、これからの新しい段階へ向かっていきたいというふうに考えておるところでございます。

そういう中で、この行財政改革というのは、いろいろとスリム化を図るというようなことで、片一方でコストの削減というものを目指していくというのは一つの大きな眼目でございますが、ただ、それだけではなくて、片一方ではでき得る限り自力でその行政の展開に必要な経費を賄うべく自主財源というものを可能な限り確保していくという道が非常に必要であるということは御指摘のとおりでございます。

自主財源の確保、増強ということの王道は、税収の確保といったものであり、これは、税収の確保は、税制改正等によるその課税の強化という道もちろんあるわけでございますけれども、望むべくは経済の成長というようなものに伴って、現行の税制であっても、なるべく増収が図られる、あるいは現行の税収が維持をされるというような方向に、地域運営というものを持っていくということが必要だというふうに思いますので、そうした産業政策を初めとして、そうした努力をまずはしていかなければいけないというふうに思っております。

そういうことを大前提としながらの話でございますけれども、今いろいろお話がございました。

いわゆる可処分資産、処分できるような資産があれば、売却等のような形で有効に活用するとか、あるいは、税とは違う形で市民の皆さんに受益と負担ということの適正化を図るという意味での使用料とか手数料等の適正化というような問題、あるいは、現行の税制の中で、本当に苦しくて払えない方もいらっしゃるわけでございますが、かならずしもそうでもなくて、市税の滞納というようなことがあった場合には、そういう方々には、税を払っていただくという意味での徴収の適正化といったようなことを考えていかなければいけないというふうに思っております。これらの項目は、現行の行政改革大綱にも項目として入っておりますが、当然、これから平成25年度を初年度とする改革大綱の中にも、こうした観点は欠かせないものであるというふうに考えております。

ちなみに、現時点でも、例えば、可処分資産の積極的な活用というようなことで、近年を見ましても、平成21年度、22年度、23年度と市有の普通財産について、行政の展開という意味では、不要と考えられるような土地などについて、いわば競売といいますか、公売にかけておるわけでございますが。

結果的には、なかなかその買い手がつかないというような問題もございまして、この21年度、22年度、23年度の実績で見ましても、そうした競売という形でかけて、契約が成立した分が3件程度

ということでございまして、金額にいたしまして約1,090万円の財産収入があったというふうな実績になっております。

なかなかその土地の、私どものほうでこれくらいの最低価格で買ってほしいという価格と、その価格についてなかなか買い手がつかないというような問題がございしますが、この辺は、ただ余りむやみに下げるといっても、また周辺の地価に及ぼす影響というものもございしますので、今後とも研究をしながら、こうしたことも進めてまいりたいというふうに思っておる次第でございします。

また、いろいろと。これは収入を図るということにはなりません、コストカットのほうになるかもしれませんけれども、先ほどの御質問にもお答えしましたが、地区の集会所等について、いわゆる自治会への譲渡というようなものを図ることによって、若干なりとも経費の削減につなぐと、そういう意味での収入確保といえますか、経費の削減を通じた行政改革というものも進めているところでございします。

そのほか、売却ということだけでなく、市有財産の貸付ということによっても何がしかの収入を得るというような努力もいたしているところでございします。

また、一方、使用料・手数料につきましては、平成18年度にかなり大きな改訂をさせていただきました。私が就任してからも、いろいろとそうした問題の検討はさせていただいておるところでございしますが、非常に経済情勢も悪い中で、そうした市有のいろんな公共施設等の使用料を引き上げるということは、また、市民の負担にもなるということから、現在のところ、そうしたことについての大幅なその使用料の改訂というものについては行っていないところでございしますが。

ただ、合併以来進めてまいりました上水道の利用料、あるいは下水道の使用料、こうしたものは合併前の町村ごとにばらばらであったものを、料金のその統一化ということに向かって、かなりの増収を図っている、努力をしているところでございします。

上水道につきましては、既に統一化が終了いたしておりますし、また、現在進行中であります下水道につきましては、平成26年度に市内の下水道の使用料についての徴収について統一化が進んでいくというような状態でございますが、こうしたことも、今後ともきっちり項目としては落とさないうで、いろいろと努力をしてまいらなければいけないというふうに思っております。

それから、最後ですが、市税、あるいは公共料金も含めてでございますけれども、そうしたものを本来お払いいただくべきものを払っておられないという形での滞納という問題がございします。

これは、先ほども申し上げましたが、本当に真に困窮をしておられて払えないという方、こうした方については、一定の配慮を払うべきであるとは思っておりますけれども、経済的に見て払える環境にあられる方で、払っておられないと見られるものもあるわけでございますので、そうした方々については、その徴収というものを、しっかり他の方との公正というものを図る意味においてもやっけてまいらなければいけないというふうに思っております、これにつきましても、今度の新

年度の予算で、これまでの税、あるいは国民健康保険料とも含まれるわけですが、そうしたものの徴収体制を、これまでの4名2班体制から6名3班体制というふうにさせていただく考えでございます。

それから、また、税とか、こういう料金については、でき得る限りそうしたものを納入しやすい環境というものをつくっていく必要があるわけございまして、そういう意味では、税のコンビニ収納ということ、これまで平成22年度あたりから進めておりまして、こうした納める市民の皆さんの立場に立って、納めやすい環境をつくっていくということについても、今後とも努力をしてみたいというふうに考えております。

(8番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 村瀬弥治郎君。

○8番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。ただいま市長の答弁の中に、「コスト削減」ということで、数々の取り組まれているところも認められるということを私たちも知らなければならないというふうには思っております。

そんな中で、ひとつ、これは見直しということに、強いて上げるとなれば、市が借りている借地、そういった面にも少し見直しをいただきまして、できるなら、そういった面でもう一遍お願いをしていきたいということがあれば、そういうふうにお問い合わせをしておきます。済みません。

ということでございまして、ただいま市長から答弁をいただきましたので、2点目に入らせていただきます。

2点目に関しましては、産業振興策ということで、私の思っておりますのは、産業観光としてのとらえ方であります。

以前には、郡上市に年間600万人余の見込み客があり、本市を訪れるとの報告も受けたこともありましたが、昨日の予算特別委員会産業建設分科会座長報告書の中には、観光客入り込み数は、平成23年度は、対前年比2%の減である。スキー客に関しても、過去5年間平均の15ないし17%の減である。その原因としましては、震災であり、あるいは高速道路の料金改定に伴う入り込み客の減少との見解であります。

それを食いとめるためにも、産業間の連携戦略の必要性を求める旨の報告を受けたところでもあります。

郡上市へ訪れる入り込み客に対し、私は、一つの方策といたしまして、少しでも長く市内で遊び、滞在していただくことを目的とした産業と観光とをマッチングした産業観光としてのとらえ方あります。

見物とか見学というものは、よほどそのものに興味を持つお客様以外、割合退屈なものであり、そういった中では、例えば、郡上おどりということも、あれだけの人が興味を持つのは、自分自身

が踊れる体験ができるということで、一晩中でもそのままいられることとっております。

また、サンプリング体験ということでも、自分の作品をつくることにより、滞在時間が長くなるように思っております。

そうとらえますと、他の市内の地場産業の中にも客に体験をさせる、産業と観光とを結びつける方策はあるように思うのですが、いかがなものか、ほかに方策があれば教えていただきたいというので、商工観光部長さんにお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） お答えします。

今おっしゃいましたとおり、産業観光というのは、観光の中でも重要な項目の一つだととらえております。今おっしゃっていただいたとおり、産業観光といいますのは、社会見学的な要素もございまして、また、体験的な要素もございまして、それらがうまく楽しくアレンジすることによって、大人も子どももみんなが楽しめるというようなことございまして、特に最近、テレビとか雑誌で随分話題として取り上げられているところでございまして。

ただ、これらにつきましては、ずっと以前からあることございまして、全国で見ますと、例えば鉱山跡とか、旧の製紙工場の跡とか、そういうような産業遺産的なものを見学できるというようなものもございまして、また、特定の企業とか業界が、展示館とか資料館を設けて見学、客を受け入れるというような、そうした施設もあるようございまして。

ほかにもいろんな製造の現場を見ていただく。例えば、木質バイオの工場ですとか、いろんな工場を見ていただくというようなこともございまして、また、中には発電ダムの内部の見学とか、あるいは、極端なときは、トンネルの工事現場の中を見学するというようなコースも私たち聞いております。

いろんな形があるわけですが、そこには、そうした素材自体も大事なのですが、やっぱりうまく観光に結びつけるには、その土地ならではのよさがあるということと、それから、興味を引く面白い物語があるとか、あるいは、うまく語って聞かせるそういう人がいると、そういうようなアレンジで膨らませて、本当にいい観光の素材にまで上げることができるのではないかなと思っております。

現在、郡上の中で産業観光はといいますと、今おっしゃっていただいた食品サンプル製造というのが代表的なものですけど、そのほかにも、小規模なものではございますけど、ハムとかケチャップとか、牛乳とかの工場見学を受け入れておりますし、また、酒蔵の見学とか、あるいは農林業のいろんな体験は、民間とかでも随分いろんなツアーが組まれておるところでございまして。

また、観光農園とか、あるいは、最近では自然エネルギーの現場を案内するというようなことも、これも、これから新エネルギーというものが産業としてさらに立ち上がってくれば、大きな産業観

光の素材になるのかなというようなことを思っております。

そういう品目を、これからも、私どもも種を探しながら、さらに充実させて、郡上へのツアーのいい素材として提案をしていきたいと思っております。そこでは郡上らしさとか、郡上ならではのというような、そうしたキーワードを持って、いいテーマを提案していければなと思っております。

今後もそうした民間の企業さん、施設、団体などとも協調しながら、また、各農林業、商工、いろんな分野と連携をしながら、郡上らしいそういう産業観光を系統的にぜひ企画し、売り出していきたいということを思っております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。今、部長の話をお伺いして、そういった取り組みをされたということをお聞きしたわけでございますけれども、それには、もとはは、郡上人の心といますか、そういったものをお客様に認めてもらうと、そういったことがまたそういったところを出ていただくということも踏まえて、ただいま申されましたけれども、民間との連携ということに関しては、民間の声も生の声も大事にさせていただきまして、また素晴らしい取り組みを期待するところでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、3点目に入らせていただきます。

3点目に関しましては、社会教育、公民館活動の件でございます。

新公民館体制完全スタートは平成25年度からと伺っております。移行期間の最終年度の平成24年度は、検証と定着を進めるべく重要な年と位置づけているわけでありまして、26の各小学校校下に集約される体制は、各自治会との絡みの中で、公民館活動を不活発にさせては意味がないとも思われます。

一つに、地区公民館のことを申し上げますと、主事の配置の件でございますけれども、例えば、大和南小校下でございますが、9の自治会があります。最大限、その自治会を公民館の活動範囲としてまとめても6地区以下でなかなか難しいという現状の理由というものがああります。

そんな中で、現在の主事の配置が5名ということで、地元の公民館関係者の中には、できるならば1名増員が望まれたというようなことをお聞きしているわけでございますけれども、そういった配慮、お考えはできないのかということをお伺いします。

また、2点目でございますけれども、平成24年度より配置をされます。八幡地域以外の6地域の公民館の専任主事については、本年まで地域教育課職員が兼務担当した部分を、新公民館体制へ移行する時期に合わせ、自治会、学校等との連携による地域コミュニティなどの活動の充実を図るため配置をされると言われております。

そういった方々の人材、身分、雇用形態等を含め、その旨のお考えを教育長にお伺いをいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、公民館活動について、移行期間ということで、来年度できるだけ私たちの所期の目標は達成したいと思っておりますが、まず、これまでの活動の現状について報告を申し上げて、その上で、どういう課題がまだ残っているのかということをも先にお答えをしたいと思います。

お答えするに当たりましては、活動の内容と、それから、運営の仕方でおおよそ公民館活動の状況については4つぐらいの分け方をしておりますので、そういった点でお答えをさせていただきます。

まず1つは、生涯学習による地域づくりといった活動を目指している公民館、これは、内容として、学習講座の開設ですとか、また、運動会や文化祭などの行事の実施、それから、清掃活動とか地域巡回などの実施、また、伝統芸能や伝統行事など、幅広い活動をしているという公民館、その公民館は、公民館と自治会、いろいろな団体とが連携をして、公民館の運営協議会の中でいろいろな協力をしていただくと、そうしたものがおおよそ14公民館として私たちは今とらえております。

それから、もう一つですけれども、行事や地域活動を中心にして、活発な活動をおみえなる公民館として、これは、その活動の内容としては、運動会とか文化祭などの行事の実施、それから、清掃活動の実施、また、伝統芸能とか行事を実施しているということですが、ただ、学習講座については、ややその内容が少ないと、こうした公民館の運営の特徴としては、自治会と、それから、公民館、また、その公民館の分館が連携をおみえになると、これがおおむね7館程度というふうにしてとらえております。

それから、3つ目ですけれども、公民館活動の内容や方法を改善しつつあるといった公民館ですが、これは、回数はそんなに多くはないわけですが、学習講座、あるいは運動会、文化祭、そういったものを実施をしていただいております。これは、公民館が中心となって、自治会に呼びかけをしていただきながら進めていくという、これが4館程度ございます。

それから、4つ目に、学習講座ですとか、あるいはスポーツ活動が中心ですが、自主サークルの活動も行われているといった、そういった公民館。この中では学習講座やスポーツ行事も行われていますけれども、公民館が中心となって、公民館がむしろサークル活動などの会場によく活用されているといった、これが2館程度ございます。

こうした現状を踏まえて、さらに今後に向けて解決しなければならない課題として、それぞれの地域には、地域の実情がございますし、その活動の歴史がございます。そういったことを私たちとしては十分踏まえた上でできる支援をしていきたいということを考えておりますし、地区公民館に

よっては、活動の範囲が広過ぎて、非常に活動しにくいという御意見もいただいております。

そういったところにつきましては、グループ制を取り入れるとか、あるいは旧の分校単位での活動にもう1回活動単位を少し狭めてみるとかといった工夫が必要だというふうに思っております。

それから、もう一つは、これは公民館の主事、あるいは専任主事の役割は非常に大きいというふうに思っておりますので、いろいろな団体、公民館と自治会、あるいは各種の団体と連携したり協力したり、あるいはいろんな意味での折衝ができるコーディネーター役としての役割を果たしていただけるような、そういった専任主事の配置を今後も進めていきたいというふうに思っておりますけれども。

その活動を実現するためには、公民館の主事を、どのような人数を、どんな形で配置していくかということが大変大きな課題だというふうにしてとらえておりますが、現在は、先ほどお話しがあったように、1公民館当たり3人から7人の配置をしておりますし、専任主事につきましては八幡地域に7人という配置です。

ただ、専任主事が配置されていないところについては、地域教育課の職員が委嘱書を受けて役割を果たしているというところですが、今後、25年度以降になろうかと思っておりますけれども、いわゆる公民館主事につきましては、それぞれの地域の活動の状況に応じた数を配置していきたいと。

したがって、先ほど5名プラス1名というようなお話がありましたけれども、そういったことも可能性としてはあるというふうにお答えをさせていただきたいというふうに思います。ですから、一律にすべてどんどん減らしていくとかという、そういう考え方は持っておりません。

それから、公民館の専任主事につきましては、7つのうち公民館に各1名ということと、それから、26地区の公民館に各1名ということで、理想的には33名というものを願っておりますけれども、まずは、24年度からは八幡地域以外に6人の専任主事を配置したいということで予算を計上させていただいておるところですが、まずは、日々雇用職員というような形としての雇用形態になろうかと思っておりますし、週当たりの時間数につきましても、月曜日から金曜日ぐらいまでの勤務という形になるのではないかと。

ただし、活動が土日にかかわったり、あるいは夜にかかわったりするということがありますので、そういういわば時間外につきましては代休というような形で、できるだけ柔軟な勤務をしていただくように、私たちもその勤務については配慮をしていきたいということを考えております。

そうした専任主事として役割を果たしていただく方につきましては、ひとつ大事なことは企画力、あるいは、いろんな意味での調整力、そういったことは非常に重要だというふうに思っておりますので、そういった力を持っておみえになる方にぜひ専任主事になっていただきたいというふうに思っておりますし、公民館だよりを出していただいたりとか、そういった事務的なこともあります。

また、市の教育委員会との連携といったこともございますので、事務的なことについての処理も

やっていただくと、そういったことも一つの力として大事にしていって、何よりも地域の皆さん方と普段からお話合いができて、皆さん方のニーズとといいますか、そういったものを的確にとらえていただくという方が大変大事だというふうに思っておりますので、今後、公募という形をとってきたいというふうに思っておりますけれども、そうした人にぜひ公民館主事として役割を果たしていただきたいというふうに思っているところでございます。

(8番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 村瀬弥治郎君。

○8番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。最初の主事の件でございますけれども、教育長が言われるには、活動状況を見てということをおっしゃっておりますけれども、確かにそういったこともとらえるときに、さきに申された公民館の携帯というものをもとに、そういったものを決められるのだというふうにお伺いしたわけですが。

ただ、先ほど教育長が言われた地域の事情というか、地域でなかなか、交わる地域と交わらない地域というのがどこにもあると思いますけれども、そういった面も少なからずも配慮をいただいて、そういった人数のときには加味されることがそういった面で配慮いただければというふうに思っております。

専任主事につきましては、教育長が説明をされましたけれども、八幡地域以外は、ことしから24年度はということで、なかなか、僕は聞きましたけれども、人材とか身分とかと聞きましたが、そういった面で、最初ですから、なかなか難しい面もありましようけれども、地域の住民ニーズということも言われました中で、最大に地域に溶け込める人、そういった人材を専任主事に採用していただきまして、地域の皆さんが公民館活動を通して仲間意識が育てるような、そんな公民館を平成25年度からスタートをしていただきたいというお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(池田喜八郎君) 以上で村瀬弥治郎君の質問を終了をいたします。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長(池田喜八郎君) 続きまして、20番 田中和幸君の質問を許可いたします。

20番 田中和幸君。

○20番(田中和幸君) それでは、議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、私は、火災予防ということで、火災報知器のことについて質問をいたします。

去る1月5日、郡上市消防団出初式の最中でしたが、八幡町で火災が発生をしましたことは、皆さん既に御承知のとおりであります。そして、とうとい命が奪われましたことは、まこと

に残念なことで、御冥福を深くお祈り申し上げる次第でございます。

そこで、この火災を通じて、反省をしなければならぬということを思いましたので、幾つかある中で、まず、火災報知器が、その八幡の火災のときに家屋についていたか、いなかったかということ、一般の方からのうわさによると、ついていなかったというようなことを聞きましたのですが、また、美並町でも1月の終わりに火災が発生して、とうとい命が失われております。

ここで、まず、火災報知器が両方とも設置してあったか、なかったかということをもっと質問いたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、お答えします。

まず、1月の5日の八幡町の住宅火災であります。これは5軒の全半焼であったわけですが、出荷もとの住宅ですが、火災報知器、これは、正式には住宅用火災警報器といえますので、この住宅用火災警報器という表現で説明させていただきますけど、この警報器は、購入はしてあったのですが、取りつけていなかったということでした。

それから、類焼の他の4軒については、設置はしてあったのですが、本来設置する場所である寝室でなくて、違う場所に取りつけられていたということです。違う場所というのは、台所とか居間というところに取りつけてあったということです。

それから、4月の24日の美並町の住宅火災についてなんです。警報器は、これも設置はしてあったんですけど、八幡と同じように、ほかの場所に設置がしてあったということです。

以上です。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） そうしましたら、ついに消防法による住宅用火災報知器の設置義務化の時期は、新築住宅については全国一律で平成18年の6月1日より義務化されており、既存の住宅については市町村条例の規定によるとありますが、また、平成23年6月1日までに順次義務化となっております。

しかし、罰則規定のないのは何とも言えないところでありますが、消防法の火災報知器設置義務化の期限は既に今過ぎております。私が思うには、郡上市内に既存の住宅で火災報知器が設置していない住宅はまだたくさんあるように思われます。

そこで、質問ですが、このことについて、どのように市民に対して指導をされてきたかをお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まず、新築住宅についてですが、議員が説明されたとおり、新築住宅については平成18年の6月1日から義務化になったということであります。

当消防本部としましては、この6月1日の前の5月に、新築住宅については、市内建築業者等に対する説明会の開催や、建築確認時の住宅火災警報器の設置指導を行っております。

それから、既存住宅については、これは、今年の6月1日から義務化になったわけですが、当本部で作成しております住宅用火災警報器設置推進計画、これに基づきまして、自治会や会社単位での説明会の開催、それから、共同購入の推進、そして、設置場所や取り付け方法などのチラシを作成しまして、これを全戸配布しております。

そのほかに広報紙とかケーブルテレビ等を活用した普及啓発活動を行っております。

また、消防職団員によります戸別訪問による住宅用火災警報器の設置済シールの配付調査などを今までに行っております。

以上です。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） それでは、次に、火災報知器のその普及率についてお伺いいたします。郡上市内ではどれぐらいかということと、また、全国的にはどうかということ、その辺のところをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まず、郡上市内のことしの1月末現在の推計設置率ですが、74.4%となっております。

それから、国と県の設置率なのですが、これは今年の6月1日現在のデータになるわけですが、国のほうが71.1%、それから、県内でいいますと61.1%というふうになっております。

郡上市の設置率については、国と県の設置率を上回っている状況であります。ただ、74.4%ということで、約3割弱の住宅がまだ未設置、または一部設置となっている状況です。

以上です。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。次に、今後の火災予防についての方針ですが、どういうふうを考えてみえるか、その辺のところをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 今年の6月1日から一般住宅が義務化になったということでありまして、先ほど少しお話ししました。当本部でつくっております住宅用火災警報器の設置推進計画、これの第

2次の計画を去年の6月1日付で作成をしまして、それに基づいて今後普及推進を図っていくという予定であります。

消防職団員によります住宅用火災警報器の設置済シール、これは平成22年度に実施しましたけど、こういった調査結果から、各地域のどこが設置が少ないかというのを把握できておりますので、今後はそういった設置率の低い自治会地区等について、そういったところを重点にして、各消防署において説明会の開催とか戸別訪問等を行いまして推進をしていきたいというふうに思っております。

また、既に設置をされている世帯については、維持管理方法、それから、購入をして取りつけてみえない世帯もあるようですので、早期の取り付け等を、各種広報媒体を用いましてPRをしたいというふうに考えております。

それから、高齢者や障がい者などの災害時要支援者についてですが、これらの方については、火災予防運動期間等利用しまして、民生委員等の関係機関と連携をして、防火訪問等を行って火災予防を訴えていきたいというふうに考えております。

以上です。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） そうしましたら、次に、防火水槽のことについて少し質問をいたします。

市内にも防火水槽はたくさんあると思いますが、今回の火災も水源池から現場まで距離が遠くて、ホースが届かなかったというようなことを聞いておりますが、近くにホースの届く範囲内に防火水槽があれば、初期消火に間に合ったのではないかというようなことを私なりに思いましたが、ここで質問ですが、この点についてどう考えておられますか、また、消火栓は近くにあったのかも伺いたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 今の御質問の中に、水源池から距離が遠くてホースが届かなかったというようなことがあったというふうに申されましたけども、うちのほうは、消防側としましては、貯水槽からホースが足りずに延長できなかったということは聞いておりません。

ただ、40ミリの施設消火栓というのがあるわけですけど、このホースが、一般の方がホース延長をされて放水をされたそうですけど、現場まで届かずに近くまで行けなかったということは聞いております。

ちなみに、消防団員の消防車両ですけど、当然ホースの本数についてはかなり余裕を持ったホースを積載しておりますので、たとえ防火水槽から距離があっても、普通の距離についてはホース延長ができる状態だと思っております。

それから、消火栓が近くにあったのかという御質問ですが、火災現場の近くには2カ所の消火栓

がありました。それから、防火水槽については1基ありました。あと、八幡の市街地の水利状況なんですが、御存じのように、島谷用水という非常に水量の多い水路が流れておりますので、実際、今回の火災でも、この島谷用水から消防団員の方が多く部署をしまして、火点まで引っ張って放水をされてみえますし。

あと、吉田川が市街地を流れていますので、そういった島谷用水、吉田川の水等を考えますと、市街地の水利状況というのはいいほうではないかなというふうに考えております。

以上です。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） それで、その防火水槽が、私は、不足しておるのではないかとというようなことを私なりに思ってみたのですが、これは予算が伴うことなので難しいこととは思いますが、家並みの立て込んだ町並みには必要な箇所に防火水槽を設置するべきではないかと。

また、そういう中で、旧町村別にどれくらいの防火水槽があるのかということと、立ち込んだ町並み空白地はないかなど、再確認をする必要があるのではないかとというようなことを思いますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 防火水槽の件でございますが、まず、市では、防火水槽の設置については、耐震化計画に基づきまして、国の補助金を活用しながら順次整備を進めておるという状況でございます。

それで、市内には、今、非耐震と耐震全部で757カ所の防火水槽が設置されておると。

今、議員言われましたように、住宅密集地において非常に防火水槽設置用地の確保が困難なことから、密集地においては消火栓を設置して対応をしておるところもございます。

それで、この防火水槽と消火栓の整備につきましては、国の定める消防水利基準、これは防火対象物からの140メートルという基準に基づいて、今、施設整備を順次進めておるということでございます。それで、今後ともこの整備においては進めていくという状況でございます。

それで、旧町村別の防火水槽の設置数でございますが、八幡においては115と、大和におきましては159、白鳥町においては144、高鷲町においては73、美並町においては78、明宝におきましては110、和良におきましては78カ所ということでございます。

それで、非常に防火・防災対策として、水利の整備というのは非常に重要なことでございます。自然の水利の活用も含めながら、非常に緊急度の高い場所から引き続き整備をしていきたいというようなことを考えてございます。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。いずれにしましても、責任を追及するというようなことではありませんが、火災が起きた時点では、少しでも早く報知され、伝えられ、痛ましい事故につながらないようにという、そういう一念から申し上げましたが、火災予防については以上で終わりました、次の質問に移ります。

それでは、障害者福祉ということで、日中一時支援事業ということで質問をいたします。

現在、郡上市には障がい児を持たれる家庭が多くありまして、その子どもたちを、何とか友達や皆さんと一緒に育てようと必死に努力されている姿は非常に痛ましいものがあります。

そうした中で、まず生活のために働きに出なければならない、しかし、障がい児を抱えて限られた時間しか働きに出られず、したがって、収入にも影響を及ぼすようになります。

障がい児のある家庭の皆さんからの要望を伺いますと、障がいの程度にもいろいろと段階があって、重度の障がい児から比較的障がいの軽い障がい児まで段々のようですが、それぞれ違った要望がございます。

ですから、施設をふやせばよいというものではなく、それぞれに合った施設を望まれますので、全部にこたえるのは非常に難しいかと思われませんが、私が思うには、緊急を要することをまず第一に手がけてほしいという、そういうことを思います中から、それには日中一時支援事業というのがありますが、事業の目的は、障がい者等の日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援を行うとともに、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とするという、このようにうたってあります。

そうした事業を、現在ある施設の中でもっと増設をしてほしいということでございますが、そうした悩みを最近是非常に多く打ち明けられ、障がい者の家庭からですが、私もこのことについて非常に心を痛めているところであります。

このことについて、白鳥のぶなの木学園の関係者の方に話を聞いてみました。

白鳥にある障害福祉施設ぶなの木学園は、園長先生が非常に障害福祉に熱心で、何しろ資金のかかることですので、何とか市の施設、建物ですが、使用度の少ない施設があれば、それを集約していただき、借家なり、できれば、払い下げをしていただけるようなところを探していただければ、私たちの力で何とか事業を拡張して、もっともっと多くの障がい児を受け入れて、障がい児を持つ家庭にお役に立ちたいのですがと、このように意気込んでおられました。

ここまでまず考えられることは、白鳥では、まず、がら空きになっている振興事務所の庁舎です。私の提案として、白鳥の行政関係を全部ここに集約すれば、どこかの施設、市の建物があいてくるはずですよ。

まずここから手がけて、早急に改善を図っていただきたいということを思いますが、このことに

ついでに対応をもし考えておられるようであれば、具体的に説明をしていただきたいと思いますし、また、私にこういう話があるぐらいですから、執行者側には、陳情とまでは言わなくとも、何らかの要望があったものと私はこのように推測しております。

以上、質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、田中議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

ただいま議員からお話がありましたように、日中一時支援事業というのは、障がい者の方に対する日中における活動の場を提供することでありましたり、そのことによりまして、家族の方の就労支援を行う、また、一時的な休息を確保すると、こういう事業でございます。

白鳥地域では、今お話がありましたように、社会福祉法人ぶなの木福祉会さんのほうが、ぶなの木学園、ぶなの木学園共同者、生活支援センターサポートぶなの木というようなことで、いろいろな福祉事業を推進していただいておりますけれども、先ほどの日中一時支援につきましては、地域生活センターサポートぶなの木というところでこの事業を実施されておられます。

また、通常介護が必要とする方につきましてはのお昼間、それから、障害者支援施設などで行われております入浴とか排泄、食事などのお世話をする事業としては、生活介護サービスというサービス事業がございしますが、これは、ぶなの木福祉会の中では、ぶなの木学園として事業をやられております。

ところで、先ほどの御質問でございますけれども、先般12月の議会におきましても、尾村議員さんからも白鳥地域における特別支援学校等を卒業された生徒の皆さんの就労の問題でありますとか、日中一時支援の実施場所の確保ということで一般質問をしていただきました。

質問を受けさせていただきまして、その後の1月の議会だよりでも、市長の答弁の中で、市としては、市有の使用していない施設等を総合的に調整する中で実現したいと、努力をしたいということで回答をさせていただいております。

部局のほうでも、その後、ぶなの木の関係者の方と合わせていただきまして、お話をし、今一番困っていることというようなことから優先的にお話を聞きました。

そうしますと、これから間もなく春休みになるわけでありまして、平時の日中活動支援の利用される方よりも、春休み期間中というのはふえるということで、その活動の場所が狭いということがまず一番の課題であるということでお聞きを再度させていただきました。

その後、白鳥の振興事務所のほうとも協議をいたしまして、今、空き施設の中で使用可能な施設はないかということで協議をし、実は、事務所のほうからも2カ所ほどこうやっていただきましたものですから、その2カ所について、ぶなの木福祉会の皆さんに御提案をさせていただきました。

ども、1カ所はちょっと手狭であるということでありますとか、もう1カ所は、今の福社会のほう
がやられております事業のところとは場所が離れ過ぎているというようなことで、実現には至らな
いということがございました。

それから、今、田中議員さんお話しありました庁舎の活用方針と、庁舎の例を出してお話をいた
だきましたけども、このことにつきましては、今までも恐らく白鳥の振興事務所のほうでさまざま
な有効的な利用について検討をされているというふうに聞いておりますけども、健康福祉部とし
ましても、あの周辺に高齢者でありますとか乳幼児、障がい児、障がい者等の福祉施策の事業を推進
している施設がございます。

使っていない施設があればいいのですけども、みんな今使っておる状態でございますので、そう
いうことをかんがみながら、その福祉サービスの質を落とさないような形で事業が展開できると
いうようなことができれば、調整をさらに進めていきたいというふうに考えております。

さらに、今日中一時支援につきましては春休みですが、もうじき春休みは来るわけですけども、
ただいま、ふれあい創造館の一室を利用させていただくように、ぶなの木の関係者の方も現場を確認
をしていただきまして、使用の申請書のほうを持っていっておられる状態でありまして、そこが
使えればというようなことを思っております。

いずれにしても、障がい児の皆さんがふだんの暮らしの中でふだんの生活ができる環境整備
に今後も努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、
また、市民の方々にも障害者福祉施策に対する御理解をこれからもよろしくお願ひをしたいとい
うふうに思ひます。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。これは急を要しているというように私は思いま
すので、ごく近い将来に向けて実現のできるように、質問というよりは要望でございますので、よ
ろしくお願ひをいたしまして、次の質問に移ります。

次に、まめバスのことですが、運行をされる中に空白地があるということをいろいろ皆さんから
聞いておりますので、そのことについて質問をいたします。

八幡地域のまめバスの運行についてでございますが、それは国道または県道など、路線バスが運
行されているところは恵まれておりますが、そうした交通機関のないところの人たちのために、ま
めバスを運行しているのだということですが、そのまめバスも、何もないところは、いわゆる高齢
者の方や車の運転のできない方たち、それに小中学生など、いわゆる交通弱者の方たちが病院へ出
かけるとき、あるいは生活用品の買い物に出かけるときなど、非常に不便を感じられておられます。

昔は、どこへ行くにも2キロでも3キロでも、また、10キロでも歩いていったものだといえ

れまでですが、しかし、今は時代が違います。同じ市民であり、同じように税金を払っているのに不公平ではないかと、そのようなことを聞きましたので、空白地の中の方々の言い分です。

まめバスの空白地として要望があるのは、有坂地内、それに市島地内、もう一つ、安久田地内、この地区の方からそういうことを聞きました。いま一度路線の見直しを図り、市民の皆さんの要望にこたえていただきたいと思います。

以上、まめバス路線の見直しについてを質問いたしますので、お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、まめバスにつきまして、この設置をされてきた経緯につきまして、少し振り返りをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

八幡のこの市街地、城下町特有の非常に狭い道路の中で、慢性的な交通渋滞でありますとか、歩行者の皆様の安全につきまして、危険な状態があるということが長年あったわけでございます。

こういうことに対しまして、市街地の都市計画的な環境でいきますと、土地区画整理事業で宅地供給が周辺部にできてまいります。それから、周辺市街地を環状線のように街路ができ上がってまいります。そこにまた公共施設がこういうふうにして張りついていくというような、こういうふうな経緯があったわけでありまして。

そういうことに対しまして、都市計画の観点からいけば、その市街地のありようとしてどのように交通対策を講じていくかということが、平成10年ぐらいから大きな課題として持ち上がっておったわけでありまして、一つは、環状線に大型車両、あるいは通過車両、これは当然そちらではけていきます。

それから、普通の路線バスも当時走っておりました。そういうものがその周辺に外周道路で御利用をいただいくというふうな方向性を出していくと。

そういうふうなことをもろもろに検討をされてきた経緯がありまして、平成13年から平成14年にかけましては、交通社会実験という形で、どのようなバスを公共交通として手配することによって、それが埋め合わせができていくかというふうなことも行われたことがございました。

八幡町におきまして、交通円滑化検討委員会、あるいはコミュニティバスの設置の検討会と、こういうものを経まして、平成15年の8月に、このまめバスが整備されてきたこととございます。

したがって、整備に当たりましては、先ほど申し上げたような大型車両の進入の抑制をできるだけ誘導をしていくとか、あるいは路線バス、観光バスも同じでございますし、それから、そういうものを城下町プラザとしまして、都市計画街路の山本初音線のかわりに、あそこにロータリーをつくって入っていくという計画にしましたので、交通の拠点としてのバスロータリーを城下町プラザに設置をしていくと、こんなふうな経緯があったわけでありまして。

そうしたことによりまして、一定の対策が講じられるということでございまして、集落間を結び一つの発想、あるいは支線交通といいまして、旧町村内を回る巡回するバスと、そういうものとは少し性格を異なるというふうにしております。

そういう意味におきましては、このまめバスに限っていいますと、いわゆるそのルートとかダイヤの編成につきましては、これがちょっと変更がしがたい独特の一つの性格を持っておるといふふうにして考えております。

しかしながら、ただいま御指摘の八幡地区でいきますと、有坂、市島、安久田という地区につきましては、今、田中議員の御指摘のとおり、地区からもそういう御要望は上がっておるところでございまして、これまでも議会でも御指摘をいただいたところでもあります。

一つ、まず、市島地区におきましては、明宝線があそこを通過しておりますので、現在は市島大橋から立光橋の区間を、この間を左岸のほうに渡りまして、市島の皆さんに御利用いただけるということにしておりまして、林集会所と立光橋の2カ所にバス停が設置をされておりますので、そういうふうな形の中で御利用を一つはいただけるということではないかと、これ十分だとは思っておりませんが。

それから、安久田地区につきましては、今般の、ちょうど私たちとしては大変な課題となっておりますけれども、岐阜バスが撤退をされることに伴いまして、和良線の運行計画をする中で、大規模林道を通るルートは今検討をさせていただいておりますので、そういう形で朝晩の安久田地区の皆さんの高校に通うとか、病院に行かれるとかということにつきましても、そこでの対応をしていくということを今考えております。

その他、いろんな地区がございまして、まめバスだけではなくて、そういうふうな現在、総合交通連携計画ということで、公共交通に関するそういうふうな会議の場を各地区と、市の中の全体で持たせていただいておりますので、そういう場の中ででき得る改革とか改善とかルートの見直しとかというのを、これからも不断に行っていくということで、でき得る対応はさせていただきたいと思っております。

当面の対策としては、今申し上げたようなことでございますけれども、御発言につきましては受けとめまして、検討をさせていただきたいと思っておりますが、まめバスにつきましては、先ほど申し上げたような状況がありますので、御理解をお願いしたいと思います。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） 済みません。まめバスについての発想をされたことについて、少し私も認識不足でしたので、一般の方も見られて、まめバスということしかわからないようですので、そういったことから「まめバス、まめバス」ということを再三私も聞いたようなことで、今のような質

問をしたわけですが。

まめバスについては、今説明をいただきましたとおり、路線の見直しが難しいということはわかりましたが、しかし、まめバスとはまた別の方法で、それぞれの地域の皆さんの要望にこたえられるように、市民の公平な立場から、それぞれの地域の皆さんの交通を確保していただきますよう、要望ですが、お願いをいたしまして、以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で田中和幸君の質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時25分を予定いたします。

（午後 2時14分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時25分）

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（池田喜八郎君） 11番 上田謙市君の質問を許可いたします。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、空き家活用の取り組み状況と、今後の方策についてお尋ねをいたします。

平成22年に実施されました国勢調査によって、郡上市の人口が確定しております。それによりますと、平成22年10月1日現在の総人口は4万4,491人で、前回調査をされました平成17年からの5年間で3,004人が減少しております。

年齢別に見た人口では、65歳以上の割合は32.2%に上昇し、過去最高になりました。ゼロ歳から14歳人口の割合は13.1%に低下しまして、過去最低になりました。依然として少子高齢化が進行中ということでもあります。

地域別人口は、すべての地域で減少しておりまして、総世帯数は1万4,622世帯で、5年間で240世帯が減少したということでもあります。

私は、八幡町市街地の南部地域と申しますか、西部地域に住んでおります。先日、改めて地域内のおたくを回らせていただきましたけれども、4年前に比べまして大きな変化があることに気がつきました。それは玄関が施錠された空き家が多くなったということと、そして、介護を必要とされるであろうお年寄りが留守番をしてみえるというケースがふえたということでもあります。

そして、ひとり暮らしの高齢者家庭も着実にふえております。

車で移動なんかをいたしますと、明らかに空き家であるなというような建物も目につくようにな

りました。そのように、人口減少が続く郡上市では、使用されない家屋が増加する傾向にありますけれども、市内の空き家屋の件数、所有者の空き家屋の管理状況、ほったらかしにしているケースがあるのか、あるいは定期的に管理に訪れているようなケースもあるのか、判断というか、把握は難しいかもしれませんが、そういうような管理状況。

そして、その空き家の近隣住民の方からの苦情であるとか、あるいは心配ごとであるとか、そういうようなことの実態について、わかる範囲で結構でありますので、把握されていることがあれば、どのような状況であるのかお尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 上田議員さんの御質問ですけれども、空き家の件数、所有者の管理状況、近隣住民からの苦情等をどう把握しているかという御質問ですけれども、八幡市街地に限りましてですけれども、これは平成12年になりますけれども、当時市街地の42町内の自治会の情報提供の中で、空き家の実態調査をやった結果が残っております。

このときで、空き家が207件という数値がございます。その中で、この調査と同時にアンケート調査も実施してまとめられておる中で、持ち主の意向調査をされておるわけですけれども、60%の方が売ったり貸したりはしたくないという意向でしたし、売ってもよいといったこととか、一部条件つきということで、20%の方がそういう思いをしてみえると。

それから、貸してもよいと思ってみえる方が5%あるという調査結果が残っております。

それで、郡上市全体の空き家のことになりますけれども、推定値ではございますけれども、平成20年度の総務省の統計局の住宅土地統計調査によりますと、5年に1度の調査になりますけれども、郡上市全体では2,040件の空き家という数値になっております。

それから、所有者の管理状況でございますけれども、月一遍来てみえるか、盆正月に来てみえるかとか、そういったようなことは把握しておりませんので、よろしく願います。

それから、苦情についてですけれども、建設部のほうへは直接多くの話はありませんけれども、ある一部地域では、道路沿いの空き家からの積雪の落雪で歩行者が大丈夫かと、それから、壁が剥離してきておるが、歩行者にも大丈夫かといったような心配相談は受けたこともございますし、その相談に対しても対応できるものについては部のほうで対応をしてきておるといった事例もございます。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ただいまの建設部長からの答弁の兵士江20年住宅土地統計調査というのが

行われたというようなことでありますけれども、八幡町といいますか、郡上市のというか、そういう状態はただいまお話しいただきましたけれども。

全国的に見ると、この平成20年10月1日の時点で、人が住まない空き家は実に756万戸あるとされておりまして、平成15年の調査の5年前の対比で14.6%増となり、住宅全体、これ住宅は、平成20年当時5,759万戸という調査がありますけれども、その住宅全体に占める空き家率も13.1%と過去最高を更新したということで、人口の都市流出の多い地方を中心に使用されない家屋がふえておるとい調査の結果がありました。

空き家の中には、廃屋と呼ばれる空き家で、通常の方法では利用できない建築物も、私は郡上市の中で目立つようになってきたのじゃないかしらというふうに感じております。

空き家の段階では、ただいまアンケート結果でもありましたように、他人に貸す思いがあるとか、あるいは売却する予定であるとかいうようなことで、利活用を促進する政策というのが、そのことで対応できるというように思いますけれども、廃屋ということになると、解体に関する法的な問題であるとか、だれがそしたらそれを財政的に面倒を見るのやというような問題が発生してくるといふふうに思います。

また、郡上市のような観光地では、景観の視点からも、この廃屋の空き家から朽ちた家屋になるというようにこの解決策が求められてくるのではないかといふふうに思っております。

そういうことから、空き家廃屋問題の解決方向を整理しながら、遠からず、条例からでもせないかんでないかというような時代が来るのではないかといふふうに思っております。

現在の空き家、空き店舗の関係は、活用だけなら商工観光部が所管だといふふうに承知をしておりますけれども、そうした、今申し上げましたように、この廃屋をどういふふうに将来郡上市で考えていくのだといふようなことになると、専門的なそうしたことを対応する部署が必要になってくるのではないかしらといふふうに考えますので、今後検討をしていただくようお願いをしておきます。

次に、現在、郡上市のホームページを見ますと、市に登録された空き家、空き店舗に関する情報が提供されております。空き家等活用改修費補助金制度についても広報をされておりまして、行政の空き家活用に向けての取り組みが展開されているということは承知をしております。

この空き家等活用改修費補助金制度というのは、改修が必要な空き家を売りたい人、市の空き家情報で紹介された建物の改修が必要な空き家の購入を希望される人への補助金が交付されるという制度であります。

市では、そうした施策を打ち出しながら、空き家活用に向けて努力をされておるわけでありましてけれども、その取り組みにおける課題というものがあれば、どのようなことがあるのか。

そして、その課題に対する解決策はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

特に、近年、八幡町の市街地では、空き家が解体をされて駐車場になるというケースがふえておりますけれども、そうしたことで空き地が増加する傾向にあります。

空き地があちこちでできていくということは、まちづくり活動の大きな柱であります伝統的な町並みの保存ということに関しても悪い影響が出てくるというようなことを懸念いたしておりますけれども、その対策はどのようなものであるか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 空き家、空き店舗等の登録活用の関係でお答えをさせていただきます。

市では、平成19年度から、ただいまおっしゃっていただきましたような空き家等の活用改修費補助金の制度をやっております。そうした改修の補助金もつけながら、空き家として募集、登録をいただき、そして、それを市でお世話をし、広く利用していただく、借りていただくというような制度でございますが。

数字で申しますと、平成19年からこの23年まで、5年間でまいとし5軒、6軒、7軒、10軒、5軒というように、合わせて33軒、5年間で登録がされまして、また、その契約成立して、借りていただいたほうは、5年間で合わせて19軒ということでございます。

一時は10数軒の登録という時期もあったのですが、今現在は登録が9軒でございます。なかなかこの登録がふえないというのが一つの課題でございます。その実態と申しますか、理由としては、郡上は持ち家率が非常に高く、自分の家という感覚があるのだと思うのですが、たとえ空き家になる場合でも、人に貸すこと、特に市外の方に貸すというようなことについては、後々のトラブルなども心配をされて、どうしても提供しにくいというような心理があるようでございます。

知らない人に貸す、使われるということに対して、心理的な抵抗感があるようなことがどうも伺えるところでございます。

これについては、対策としましては、決め手というものはございませんが、こうして市が間に立って、丁寧に両者の仲介をさせていただくという、そうした制度の内容を、また、ひとつ丁寧にそれぞれ周知を図り、PRを図りたいと思っております。

引き続き広報紙とかケーブルテレビとか、チラシとか、それから、市のホームページには詳しくその情報が載っておりますが、そうした方面で御案内をいたしたいと思っております。

また、その仲介の際には、私どもは、市の職員がきちんと借りたいという方を動向して、その現物を見ていただくように、きちんと対応をしておりますし、また、いざ契約という段になりましたときは、民で契約していただければよろしいのですが、心配がある場合は、間に不動産業者さんなどを御紹介をして、きちんとした契約を持って、そして借りていただくというようなそうした形をとっておりますが。

そういう安心ですよという対応をまたしっかりと周知を図りたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 八幡市街地の空き地の増加の対策ということでございますけれども、市街地では、空き家取り壊し後はほとんどが更地か駐車場というような形になっておるのが現状だと思いますけれども、大小はありますけれども、200カ所ぐらいは市街地にはあろうかというふうに思っております。

それで、古い家を取り壊される際には、町並みづくり町民協定というものを37自治会でつくってみえるわけですが、そうした場合に、各地区に調査委員の方がみえまして、その持ち家の方に取り壊し後の復旧方法と申しますか、その景観等の配慮に気をつけて、こういうふうにしていただきたいというようなことでお願いもしてみえます。

それで、その町並み協定を37地区でつくられておるわけですが、目的としては、すぐれた町並みがぶつぶつに途切れることなく、連続性を持って、そういう景観をつくりたいという中で、板塀とか壁等の設置をお願いしてきておるような現状でございます。

現在、今、歴史的町並み保存活用ということで、社会教育のほうで伝建の指定地区に取り組んでいる最中ですが、建設部においても伝建指定と並行して、歴まち法に基づく計画に取り組んでおります。

その中で、歴まち法に基づく中で、建物を選定しまして、その家屋の修理とか、修景とかといったようなことについては、幾らかの補助で対応できるというようなこともありまして、そういう事業を今後絡めていく中で、町並みが、特に空き家をふやさないという思いをしております。

ただ、空き家がふえるということは、いずれは更地か駐車場になるケースが多いものですから、その地区の方に、この歴史的そういう区域の町並みのエリアの中にあるおうちなんですよということも認識してもらいながら、自治会も含めてですが、そういう方に極力、安易にとくと語弊がありますかもしれませんが、取り壊しというふうなことではなくて、一定程度の管理のほうをしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

（11番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございました。

これは、平成19年8月にまとめた市街地の中の空き地状況というカラーというか、2色刷りですが、市長さん、議長さん、担当の部長さんには見ていただきたいと思ってお届けをしております。

れども、この赤く囲ったところが平成19年8月に調べた段階での空き地、更地ということで、その後、家が建てられたということもありますので、状況は変わってきております。

そして、今、部長が答弁で話されたように、市街地のまちづくり協議会においても更地そのままでも景観上も、観光客の人が見たときに、どういう思いをしなければというように、簡易な塀でありますけれども、八幡の町並みに合うような塀をみずからつくって、更地がそのまま見えないような、カモフラージュというとおかしいですけれども、そういうような工夫もしていただいております。

空き家活用でのまちづくり協議会での取り組みというように、御紹介させようと、職人町の、そのころの旧教育会館ですが、和室の部屋を出店のような形で活用をして、町家本右衛門というように、職人町の方にも御協力をいただきながら、空き家活用の展開をしたことを覚えておりますし。

現在では、下日吉町に町屋伊之助というのがありますけれども、何とか観光客の人に、北町を中心としながらも、南部地域も回遊してもらいたいというように、これも市の援助をいただきながら、また産業振興公社のほうで取り組んでおっていただいたわけですが、町屋伊之助というように取り組みもしておっていただきます。

以前でしたが、新町発展会においても、空き家活用というように取り組んでおっていただきまして、先進地視察というように、私も高山のほうへ御一緒させていただいたことを覚えておりますけれども、高山でも古い町並みの中に空き家が目立ち始めたということで、そうしたところ、市が家賃を出して、市民の交流の場所として活用をしながら、また、現在、郡上でも取り組んでおっていただきますけれども、福祉のほうの、いきいきサロンのような形の活用も空き家を利用してやってみえたようなことを覚えております。

また、最近のことですが、新町の旧家が売りに出されたということで、産業振興公社が引き受けて、今言いました町家本右衛門ではありませんけれども、そうした家はそのまま活用しながら、出展者を募って、そこでコミュニティビジネスではありませんが、小商いをしてもらえるような、そうした企画も立てておってくれます。

ここのおうちも、買い主がないならば、更地にして駐車場にするんやというようにも聞きまして、特に新町の方も心配をされたわけですが、今回は産業振興公社が引き受けてくれたということですが、お聞きしますと、まだ複数の家屋が、いい人があつたら売りたいとかというように今、空き家になっておるようなことでもあります。

本定例会の提案説明の中で、八幡地域の平成24年度に重点的に取り組んでいただく施策として、今申し上げたことは施策になっておるわけですが、郡上八幡産業振興公社とも連携しながら空き家対策としての新たな仕組みづくりを進めるというふうな八幡地域の振興策では位置づ

けておっていただきます。

ということで、どうか日置市長、再選をされた後には、どうかこうした空き家、空き店舗の利活用ということ、これは八幡地域の市街地ばかりではなく、白鳥地域の市街地でも今取り組んでみますし、同じことは言えると思いますけれども、そうしたことで、重点施策として取り上げていただきたいというようなことを思います。

その背景としてあるのが、平成19年の3月に、郡上市都市再生モデル調査業務というのが行われております。そこでは、空き家の流動化ということで、できるだけ、アンケートでは貸したくない、そのままにしたいということでしょうけれども、それが、そうした状態が続くということが、まちづくりにとって果たしていいことかどうかということとはまた別問題だというようなことも思うわけです。

ですから、何かの施策を講じながら、空き家が流動化するようなことも必要であろうと、例えば、税制の面で何か手を加えるとか、いろんなことがここに施策として書いてありますけれども、きょうは時間の関係でそのことに触れませんが、そうした郡上市都市再生モデル調査業務の中でも、特に空き家の対策が重要であるというようなことが明記をされておりますし。

もう1点は、本定例会で配付をされました文書の中で、諸般の報告ということで、これは定期監査結果について報告になったものでありますが、監査委員の方からの指摘の事項として、空き店舗の活用についてという項があります。

「空き店舗の活用は、家賃や店舗改造の関係で、所有者との調整に難しい面があるが、町中がにぎわいを保持できるように一層努力されたい」という監査委員さんの指摘もあることですので、繰り返しになりますが、どうか空き家利活用については一層の取り組みをお願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、質問の3点目に入ります。

日本は、人口減少時代に入ったと言われております。日本の人口分布を単純に言えば、都市圏においては人口の増加が見られ、地方圏では人口が減少しております。そうした中で、どの自治体でもいかにして人口をふやしていくかという観点に立って、施策を展開しております。

郡上市においても、安全で安心できる、そして、希望と活力に満ちた地域づくりを推進して、既に市内に生活している皆さんが郡上市外に、郡上市から流出しないように、そうしたことに努めておっていただきますし、そうしたこととあわせて、市の総合計画の基本理念や将来像にあるように、交流文化を大切に郡上を訪ねてもらえることを念頭に置いて、市外の人たちに郡上市に移住、定住してもらうための取り組みが積極的に展開されていることは承知しております。

午前中の市長の話の孔子の言葉ではありませんけれども、政というのは、「近き者説びて、遠くの者来る」というような、これは政策でないかしらというふうに市長のお話を聞いて思ったわけで

あります。

今回、一般質問のテーマに、人口減少の中でふえ続ける空き家の利活用ということを予定しておりましたが、おりしもこの地方議会人という今月号の特集に、人口減少時代の自治体経営と題した特集記事が掲載されておりました。

一部文面を引用して紹介いたしますと、

これからの時代は、自治体間で競争していく時代である。そして、何を求めて競争するのか、それは住民である。なぜならば、住民が存在しない自治体は埋没自治体と化してしまうだろう。ここで言う埋没自治体とは、現在展開されている都市間競争の中で、特徴や違いを提示することができず、他の自治体との比較の上で完全に埋もれてしまった地域である。

とあります。

日置市長さんは、人口減少時代における自治体経営ということについて、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいまお話がございましたように、この人口という問題は、地球規模でいえば人口爆発とかというようなことで、人類がこの地球環境というものに過剰ではないかという、そのほうが心配されるようなことでございますけれども、世界の中で発展途上国と、既に一定の成熟した国との間では、片一方、発展途上国では人口爆発、片一方の成熟国では少子高齢化という形で、その最も少子化、高齢化というものが極端に進んでいるのが今日の日本ではないかというふうに思っております。

そういう人口減少時代、この間から国立社会保障・人口問題研究所の50年後の姿とか、いろんな形で想定をされておりますが、今の日本人の人口は、例えば極端に海外からの、例えば移民政策とか、そういうものをとらない限りは、一定の減少というものは、これは不可避的な、既に追い込まれた未来であるというふうに思っております。

そういう中で、これからの自治体としていかにあるべきかということでございます。ただいま紹介をされました、その地方議会人の中に紹介されているこの地域開発研究所の牧瀬さんという方が書かれた論文、私も読ませていただきました。まことにそのとおり非常に厳しい、自治体にとっては指摘をしておられるというふうに思っております。

大前提として、日本としては人口が減っていく、そして、その減っていく、いわばパイが減っていく人口を地域間競争という形で、各自治体が、いわばとり合うという、まことに厳しい状況であるということでございます。

今回、平成22年の国勢調査が示されて、先ほどから御指摘のあるような形で、郡上市は総人口が5年間で3,004人減った、あるいは高齢化率が32.2%になった、あるいは世帯数も微減でございます。

すが、ひとり暮らしの世帯が全市で2割、そのうちそのちょうど半分、全世帯の約1割が65歳以上のひとり暮らしの世帯であるといったような問題。

あるいは、年齢構成別に見ても、郡上市の若い、特に、これから若い母親、父親になる年齢層の人たちのいわば人口が相当細ってきているというような問題等々、今回出された22年の国勢調査は、郡上市の現状と将来を考える上では最も基本的な大切な貴重なデータであるというふうに受けとめているところでございます。

そういう意味で、私自身も、これからの郡上市のこの人口減少時代における郡上市の経営という面からすると、何としてでも郡上市の人口というものを、これは大幅に増加をさせていくという、それはあるべきといえますか、望ましい姿であるかもしれませんが、現実的には、この減少をしていく姿を極端に減少をして、これからの郡上市民の毎日毎日の生活や、あるいは郡上市の将来にとって、いわば希望のないものにしていくというようなものを防ぎたいというふうに思っております。

そういう意味で、この人口の増減は、自然動態、自然の増減と社会増減の組み合わせられたものでございますから、その片一方では、子育て、たくさん赤ちゃんを産んでもらって育てていってもらったようなこと、あるいは市民が健康で元気で長生きをしてもらうといったことで、自然増減における人口の減少をでき得る限り食いとめるということ。

それから、社会の移動という形での転入転出という差で出てくる転出超過という形の社会減を、これもまたいろんな形で食いとめていくこと、このためには、郡上を、高等学校卒業等で外へ出ていった人たちに、できるだけ帰ってきてもらうこと、あるいは別に郡上市出身でなくても、外から郡上市へいろんな形で移住していただくというような方を、でき得る限り確保すると、こういういろんな観点からの郡上市にとっての人口政策というものが必要であると。

そういうものを、いろいろな角度から積極的にこれから展開をしていく必要があるというふうに思っています。

人口の、特に社会移動については、昔からよく言われているように、これは人々の居住の自由における足による投票であると、どこの地域へ自分は住みたいとか、職があるとかという形で投票をするかという、いわばその投票結果であるわけですから、それが将来的にも多くの方が、郡上を一つの投票先として選んでもらえるような環境づくり、先ほど私が申し上げました「近き者説び、遠き者来る」という地域づくりを進めていく必要があるということ強く感じており、また、そのための施策を強力に進めていく必要があるというふうに感じています。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ありがとうございます。私の友達の不動産をしている人からこんな話を聞いたことがあるのです。最近、この八小校下へ母子家庭の人が住みたがっていると、何やって聞

いたら、八小の放課後児童クラブがあるので、八小に近いところにアパートでもあれば、本当に住むことを希望している人が多いということを知ることがありました。

本当そういうようなことで、子育て支援策というの、そうした定住の政策、あるいはそうした面での交付金があるんやなということを感じた次第であります。

もう1点の質問については、教育長さん、済みません。時間があれですので、割愛をさせていただきますというように、おわびをします。

引用した論文の結びには、人口減少時代においては、これらの人口増減という観点から考えるということでもありますけれども、どうしてもゼロサムゲームになると、しかし、自治体が創意工夫を凝らして、今、市長さんが言われるように、創意工夫を凝らして自治体経営を進めることによって、自治体それぞれが個性を持って、彩り鮮やかな地域に変貌していくことも可能であると。

そして、そこにはウインウインの関係、お互いが消費者になるといいますか、勝ちと負けがはっきりするというのではなしに、ウインウインの関係が築かれると考えると、そういうふうに結ばれておりました。

郡上市の第3ステージにおいても、日置市長さんとうこうして議論ができることを願いながら質問を終わりますが、もう1点の市内小中学校の先生方の勤務状況調査についても、これは大事なことでありますので、じっくり教育長さんにお聞かせいただきたいと思いましたが、5分では無理だということで、私もここへ帰ってこれたら1番にこの質問を取り上げさせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 上田議員、5分あるが、いいかな。答弁はいいかな。

○11番（上田謙市君） 以上で、質問を終わります。

○議長（池田喜八郎君） 以上で上田謙市君の質問を終了いたします。

◇ 武藤忠樹君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、12番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 本日も最後の質問ということになりました。皆さんお疲れのことだと思いますけれども、最後までお付き合いのほう、よろしく願いいたします。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目、産業振興部ということでございます。

商工観光部と農林水産部を一緒にして産業振興部への復帰をお願いしたいなと思っております。私は、この4年間、産業建設常任委員会に所属しておりました。その中で、いろいろ審査を行う中で、この商工観光部と農林水産部を一緒にして産業振興部へ、かつて合併当時は産業振興部であり

ましたので、そこへ復帰するべきではないかと考えるようになりました。

この合併時、産業振興部だったものが、平成18年12月の定例会に議案217号 郡上市内部組織設置条例の一部を改正する条例が上程されまして、総務委員会に付託され、審査が行われ、賛成多数で承認され、また、本会議のほうでも賛成多数で承認されまして、そして、産業振興部が現在の商工観光部、それから、農林水産部に分かれた経緯がございます。

実は、当時、私も総務常任委員会に所属しておりました。そこでいろんな議論がなされたことを覚えております。

これは、総合支所方式から本庁支所方式へ移行すべく、行政改革が行われる中で、2部にするということにつきましては、行政改革に逆らうことじゃないのかと、また、縦割り行政の弊害が出るのじゃないかと、そんな意見が出ておりましたが、これはトップダウンによって決められたことだという説明を私は鮮明に記憶しております。いま一度今日の行財政計画を考えて見直しをされてはいかがかと思っております。

今定例会に上程されました指定管理者の指定等を考えましても強くそう感じております。

この産業振興部への復帰ということにつきましていろいろ考えておりますけれども、これは最初、農・林・水と商工観光連携による新産業の創出をすべきではないかということでもあります。

今の郡上市にとって、産業の振興が急務であります。かつて1次産業が衰退する中、その雇用の受け皿として、いわゆる公共事業、その中の土木建設業がその雇用の受け皿といった役割を果たしてきたという面もあると思います。

また、今日公共事業は大きく減りました。また、産業の国際化の波の中で、日本の産業の空洞化といった問題も出てきております。そんな中で、郡上市内の雇用の場が激減していることは事実であります。

この郡上市の中で、農・林・水、また、商工観光の連携により、新産業を創出して雇用の場を確保することが急務だと考えておりますが、そのためには、道の駅を中心にした取り組みとか、土木建設業の農林への進出等々、迅速なさまざまな取り組みを行う必要があると思っております。そのためには、産業振興部を一つにしたほうが良いと考えております。

また、この産業振興部の中に、産業施策に精通した職員を育成して、企業誘致、こんなことにも力を注いでほしいと思っております。

このすべての産業施策に精通した職員を育成する、こんな必要を感じておりますのは、先日、産業建設常任分科会のほうで企業誘致について質問をした折のこれは市のほうからの答弁ですけども、「企業誘致は、県の企業誘致課を窓口として、東京事務所などとも連携して情報収集しているが、昨年は県から7件の紹介があった」とあります。

私は、この県の企業誘致課を窓口としてといったことじゃなくして、この郡上市内に、すべての

産業に精通した職員を育成して、全国と言わず、世界に多くの企業を訪問して、企業誘致活動を行い、企業誘致活動だけに限らず、そこで企業で得たノウハウを郡上市内の産業へフィードバックすべきであると考えております。

とかく民間と比べて対応が遅いとされる行政であります。私は、こういったものは市長直轄の市長公室内でもいいと考えておりますけれども、ぜひともこの企業誘致には迅速な意思決定が可能な体制をつくっていただきたい、そう思っております。

また、先ほどから何人の議員方からも質問がありますけれども、商工会職員の減少といった問題もあります。また、支所の窓口、支所の職員の数も激減しておる現状の中で、産業のことは、この産業振興部といったことでお任せする。また、広い対応ができるといったことで、支所の住民サービスが充実することにもつながると思っております。

また、1点、先日、市長の市政報告会に出させていただきましたが、その折、市長の口から「さらなる職員の削減が必要だ」といったお話もありました。

こうした取り組みが当然必要なこととなってくると思っておりますので、ぜひ、こういった産業振興部への復帰といったことも考えていただきたいと思ひますし、逆に、質問するのは、これを一つにした場合、どんなデメリットがあるのか、そんなことも考えられません、私には考えられませんので、そういったデメリットと考えられることがありましたら、ぜひともお示しいただきたいと思ひますので、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひます。

現在、この産業関係の部門といたしましては、郡上市としては農林水産部と商工観光部という部を持っておりまして、それぞれの部の部長のもとに農林水産部においては3課、それから、商工観光部においては2課を要しておるわけでございます。

組織のあり方についての考え方でございますが、よく組織は戦略に従うということを申します。何をやろうとしてどういう組織にするのかというだろうと思ひます。

先ほど、当初郡上市が発足していた時代において、いわば産業振興部であったものを、平成19年度に農林水産部と商工観光部に分けたということは、これは、私もその当時、どんな考え方でそういうふうにされたのかということを知りましたら、商工観光部門の強化ということであったというふうにお聞きをいたしております。

この1つの部が2つの部になるということの一番端的なその変化は、部長が2人できるということでございます。逆に言うと、その逆コースをたどると、2つの部を1つにするということは、まずは部長が2人が1人になると、こういうことでございます。

先ほどから御指摘になったように、現在、農林水産部と商工観光部に分かれていて、そして、そのことがいろいろ6次産業化とか、いろいろ各課の連携ということが、いわゆる縦割り行政の弊害ということで、もし、うまくいかないとすれば、それは、まず第一義的には、この農林水産部と商工観光部の上に立っております市長と副市長の責任であるというふうに思います。

あるいは、こういう役所の組織の動かし方ということについてのそういう縦割りの意識にとらわれた各部、あるいは各課、各係の職員の意識の改革をしなければいけないというふうに思っております。私自身は、商工、あるいは観光部門を強化しなければいけないという発想のもとに、2つの部に分けられたという、この19年度の改革は、現在の郡上市の職員の数、あるいは現在の郡上市が抱えている課題という意味に対応するための対応としては、私は、今はまだ妥当なものであるというふうに考えております。

先ほどから、その御指摘のあるように、例えば企業誘致をしっかりとやらなければいけないと、それについても単に県の企業立地課とか、そういうところに頼るのでなしに、郡上市としてしっかりとやらなければいけないということになりますと、私は、商工観光部長が対外的にも郡上市の担当部長でありますと、課長ではないのです。

部長だというその位置でもって、いろんなところへ折衝をするということが、産業振興部の商工課長でございますと言って商工課長が行くのと比べれば、格段の違いがあるというふうに思います。

そういう意味で、私は、将来、先ほどもお話しに出てきましたように、仮に100名ほどその職員をいずれ、それほど遠くない時代に削減をしていかなければならないという時代における本庁の部制のあり方としては考えていかなければいけないと思っておりますが。

現在の中では、私は、まだ当分、観光もしっかりやらなければいけない、商工部門もしっかりやらなければいけないと、これを農林水産、畜産というものを合わせた産業振興部長という1人の部長の責任に負わせるのではなくて、部長級の幹部職員を2人立てて、そのもとにしっかりと強力にやっていくということのほうが、現時点における、私は郡上市の課題としての対応の仕方としては、私はこれでいいのではないかというふうに思います。

今仮に2つの部を1つにしても、先ほどおっしゃった遠い将来、もう少し、遠いといっても、まだ今すぐという意味ではないという意味のことですけれども、中期的に考えて、いずれ振興事務所等の職員の問題も数の問題も出てくるでしょう。

その際に、その職員数を生み出すという意味の中で、いろいろそういう問題をしなければいけないと思っておりますが、今は2つの部を1つにしても、せいぜい職員の数が増えるだけであって、今本当に本庁の各課が抱えている課題は、現有の例えば商工課一つとっても、観光課一つとっても、職員の数が増えないくらいの行政課題を抱えて、職員が飛び回っているということではないかというふうに思っておりますので、いましばらく私としては、このままの体制でしっかりとそれぞれ農林

水産部門を持っている部長は、その部長の役割を、商工観光部門の部長は、その役割を果たしていただきたいと思いますというのは私の考え方でございます。

それから、企業誘致についてであります。これは、先ほど申し上げましたように、これまでも私も4年間、商工部門を叱咤激励してやってきたつもりであります。まだ取り組み方が、その成果が上がっていないということは十分でないということを十分反省しております。

あるいは難しい客観情勢もあるということも片一方ではあるわけですが、この辺は、例えば、今の正規の職員でなかなか手が回らないと、あるいはそういうスキルを持っていないというようなことであれば、私としては、これは、例えば肉づけ予算等、そういう機会を与えられるならば、例えば専門的なそういう知識、経験を持った職員を嘱託なり何なりというような形で、企業誘致の専門職員を配置をするということも考えられるのではないかと、ということで、そういうことを商工観光部門に検討を指示したところでございます。

それから、そういうことで、振興事務所等については、これは、非常に、発足当時は、各地域振興事務所が総合事務所ということで、大変たくさんの人員を抱えていたわけですが、課数が5課あり、4課あり、3課あり、2課ありという、現在では振興事務所が1課というような体制で、その職員の体制を全体として減らしつつ、市役所の本庁に移してきているということでございます。

これを、しかし、振興事務所の機能というものを考えますと、極端に減らすということも、これも前々から言っていますように、現時点では余り適切なことではないというふうに思っております。

ただ、さっきも言いましたように、いずれ、これはそんなに遠くない時代において、職員の削減をさらにかねなければいけないとすれば、例えば振興事務所等のいろんな市民対応というものは、例えば、現在、大和でやっているような行政パートナーというような形の市民の皆さんのサポートを得るというようなことも、今以上に少し拡充をしていかなければならないのではないかと、いうようなことを考えております。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。前も何回か質問しておりますけれども、連携といったことが、この商工観光部、農林水産部がしっかり行っていただければ、先ほど言いましたように、1部にする必要はないと思うのですけれども。

ただ、私はいつも思うのです。食の王国づくり、食の祭典ということで、商工観光部もやられますけれども、食ということは農林ということですので、本当にここは連携しないと、食の王国づくりはできないのではないかなという気はしておりますので、食の王国づくりをするのなら1つにしたほうがいいのではないかなという思いがしてございましたので、そんな発言をさせていただきましたが。

現在、日本各地には多くの特産物があります。その特産物の多くは江戸時代につくられたものと言われております。これは、江戸時代の武士が藩の発展に貢献しようと、藩の特産物を農民や職人とともに生産し、商人と協力して販売し、食産工業に尽力したからだと言われております。

かつての郡上藩の武士ではありませんが、現在の郡上市の職員も、その昔の武士のような気持ちであってほしいと私は思っております。

それでは、それだけお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問、長良川鉄道であります。

この長良川鉄道、昨年だったと思います。「じまんの原石」に認定されました。岐阜県の「じまんの原石」に認定されたわけですが、この影響について御質問したいと思います。

岐阜県のホームページを見ますと、「今後、『じまんの原石』には、県が支援チームを派遣したり、財政的な支援をしたりして、もっと魅力的で全国に誇れる観光地に磨き上げ、情報を発信していく予定です」とありますけれども、この長良川鉄道への影響をお伺いしたいと思います。

財政的な支援といったこともそうでありますけれども、この郡上市議会でも部分廃止といった議論がなされております。今後この長良川鉄道の存続に関しまして、どんな影響があるのか、そんなこともお伺いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この長良川鉄道が岐阜県の観光資源としてのいわば「じまんの原石」というようなもの、あるいは、さらに「あすの宝物」というような形でなっていくわけでございますけれども、こういう形で認定をしてもらったことの効果はいかんとということでございますけれども。

郡上市といたしましては、そういうものに、23年2月に認定をしていただきまして、そして、この長良川鉄道を一種の観光鉄道というような形で活用をしてもらおうということで、沿線の、特に中濃三市ということで、関、美濃、郡上市、この3市、そして、「じまんの原石」に認定していただいたということをもって、岐阜県のほうからも44万1,000円という財政支援をいただきまして、全体で170万円ほどの予算でもって、この各地域の旅行社、関東関西等の旅行社の皆さんをずっと招聘をいたしまして、ぜひこの長良川鉄道を利用したその旅行等の企画商品をつくってくれということで売り込んだという経緯が昨年度はございます。

昨年でございます。年度で言うと、ことしでございますが、4月。

残念ながら、まだこれに対する顕著な効果は出ておらないのですが、いずれにしろ岐阜県においても、こういう認定をしていただいたということで、長良川鉄道に対しては、相当のてこ入れをしていただくということで、いろいろな配慮をいただいているというところでございます。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ただいま廃線とか今後の存続に関しての影響といったものは全くないとい
って、例えば、郡上市が部分廃線とかという話をこの前も議会で提案をしたことがありますけれど
も、そういったことに対しての影響というものは全くないと思ってよろしいでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） これは、また、この「じまんの原石」に認定をされたので、そういう心配と
か課題というものは払拭されたというようなものではないと思います。別の問題であるというふう
に思います。

それは、こういう試みによって、相当程度、例えば、現在、この長良川鉄道が定期券によるいわ
ゆる生活交通としての通学通勤という形の交通需要というものがどんどん減って、片一方でこうい
う定期外のお客さんを寄せておまして、そのことによって、その鉄道の収入をかなり支えられる
と、完全に黒字にならないにしても、将来的に赤字が無制限に拡散していくということでないとい
うような一つの見通しが、私としてはぜひ持ちたいと思っているわけですが。

まだそれを補償する形で、こうした問題が、そのこと一事をもってして将来的にどうこうされた
という問題では残念ながらないと、まだこれからだというふうに思っております。

（12番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 私も、観光鉄道へといったことで、次に質問を用意しておりますけれども、
私は、本当にこれは前から長良川鉄道を思っているのですけども、今言われたように、乗って残そ
うとか、定期券でとかいった部分から、土曜、日曜、祭日のほんの一部でもいいから、観光鉄道と
して長良川鉄道がなってほしいなという思いがしております。

全国にはこういったさまざまな地域のローカル鉄道があります。その中で、本当にさまざまな取
り組みがされていることも私も知っております。有名なところでは、猫の駅長なんてこともありま
す。

また、四国のほうではオープンデッキの列車を走らせているところもありますし、東北のほうで
は、ツアーガイドを乗車させて列車を走らせている。また、座席を全く変えて、窓際に向けた列車
を走らせているといったことも、いろいろ調べれば出てくることですが。

そんな中で、ひとつ私が思ったのは、絶景ポイントで列車のスピードダウンという企画も、実は
東北のほうのある列車ではしておるということを知りまして、この絶景の続く長良川鉄道も、全国
の鉄道ファンを対象にしたこういったことも当然立案できるのではないかと行って、これも通告し
たとたんこの広報上で、長良川鉄道だよりが出まして、イベント列車情報、長良川1号というか、
I号、ふるさと味覚列車、この中に絶景スポット15カ所で徐行運転なんていう計画がされまして、
私のこれを見ておったのかなと思ったぐらいのタイムリーでこの広報を出されたわけですが。

本当にこれはすぐできそうなことでして、絶景ポイントで列車のスピードダウンとか、または停車する。春は桜の名所、これは美並になるのですか、夏は川とか、鉄橋で、また、秋は紅葉のきれいなところだと、また、冬は雪景色、こういった絶景ポイントで、それぞれ絞って、観光列車として長良川鉄道のスピードダウンなり停車をするということ。

実は、先ほどのイベント列車の情報は、これは長良川鉄道の企画だと思うのですが、先ほど市長が言われましたように、私が考えるのは、大手旅行社が、この長良川鉄道を徐行させるよ、停車させるよといった、こういう観光鉄道にしましたということを利用していただける、そんな観光鉄道に、大手旅行社がぜひツアーを組むような、そういうツアーの中に長良川鉄道を組むような、そういった提案を長良川鉄道がするべきじゃないかと思っていますし、そんな観光鉄道に変わっていくことが今後のこの長良川鉄道の利用方法としては最も重要なことではないかと思っておりますので、その点について。

先ほどある程度答弁いただきましたけども、お考えを伺えたらと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 全くそのとおりでございます。先ほどは申し上げませんでした。長良川鉄道が沿線の市町の支援もいただきながら、あるいは県の支援もいただきながら、どの程度の実績を残しているかということをお知らせします。

平成22年度と今年度、23年度のおおの4月から12月という期間をとってみますと、いわゆる定期外のこうした企画列車等、もちろんそればかりではございません。病院へ通うとか、いろんな方も、定期券でなくて通われる方もありますが、定期券外の利用客が、平成22年度は23万6,271人だったところを、23年度のその4月、12月は24万5,130人ということで、この間、1年間に約8,859人増加をさせております。そんなようなことで努力をいたしております。

それで、今のお話しになったような企画を、長良川鉄道も今必至になって考えております。そしてまた、特に大きいものとしては、JR東海さんと組んで、いわゆるさわやかウォークという形のウォーキングを、レール&ウォークという形のをやりたいということで企画をいたしております。これについては、私もJR東海の本部へ、長良川鉄道の専務と、ぜひとも強力で支援してもらいたいと、使ってもらいたいということで、お願いに先日も行ってきたところでございます。

ぜひ、そんなことをとしたいと思っておりますし、先ほどの、この「ゆらり眺めて清流列車」、こういうものも、これは恐らく発想は武藤議員さんとこちらのほうとまさに同時であったかもしれませんが、そういうことをやっていきたいと思っております。

それから、もう一つ大変ありがたいことに、八幡在住の俳優の近藤正臣さんが、今度4月8日に長良川鉄道に車掌の扮装をして乗っていただいて、そして、域外から参加していただいた方々に郡上を、それから、もちろん関市等も案内をしていただくという企画がございまして、こういうもの

で、このときにはそんなにたくさんのお客さんは集められませんけども、こういうもので話題づくりというものに積極的に努めてまいりたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひともそうやっていただきたいと思っておりますので、努力のほうをよろしく願います。

次の質問に入らせていただきます。次は庁舎の窓口業務といったことであります。

事務的、機械的過ぎ、個人裁量はといったことで通告しておりますけども、近年、庁舎の窓口に行き、例えば住民票をとろうとしますと、運転免許証の提示を求められます。いつからこんなことになったのかなという思いをしております。

当然、重要書類の申請には本人確認は必要とされることはわかっておりますけれども、こういった本人確認がトップダウンの指示ですべてが行われるのではなくて、個人の裁量が認められることがあってもよいのではないかと考えております。

これは、言っているのか悪いのかわかりませんが、私は、窓口に行ったときに免許証を持っていかなかったら、窓口の女性の方が、「奥さんの名前と生年月日を教えてください」と言われて、答えたら、「それでよろしいです」と言っていた窓口の方もみえます。

こんなふうなことを考えまして、運転免許証にこだわるのではなくて、本当にスマートな本人確認を考えていただきたいと思っておりますが、御所見を伺いたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 役所の窓口へ行って、それもお互いに例えば顔見知った間がらであったりして、そういう手続に行ったときに、免許証を求められたり、あるいは奥さんの名前を聞かれたりというのは、大変従来の感覚からすると違和感があるという気持ちはよくわかります。

しかし、このことは平成20年に住民基本台帳法とか戸籍法とか、こういうものが改正をされて、そういうものを、例えばいろんな申請があったり何かしたときに、その本人の確認をしろという法律改正等がなされました。そして、それはなぜしたかという、偽装をして、本人になりすましてそういうものをとったり、それを悪用したりという人間が出てきているからでございます。

したがって、それは、その申請の本人さんにとっては大変わずらわしいことであるかもしれませんが、行く行くはその本人さんを守るということだと思います。

例えば、これは、例えて言えば、昔は郡上の家がかぎをかって昼間おったなんていうことはないちょっとした、しかし、今は、例えば通りに面したようなところはかぎをかってくださいというのは、それは、かぎをかわなければ、広域な凶悪犯罪とか、窃盗とかいろんなものがあるような時代になってきたからでございます、それは、そういう、わずらわしくても一定の手続をとるとい

を、市民もそういうものだ、それで、その手続は、自分たちを守ってくれる手続なのだという理解が必要なのではないかと思います。

私も、窓口へもし並んだ場合は、一市民として、もしその免許証を求められれば、その提示をしたいと思いますし、忘れた場合には、女房の名前を間違いないように言いたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。わかっておりますけれども、非常に悪いことをする人のためにいろんな法律ができて、そんなことを考えもしない我々良市民にとりましては非常に不便で不快な世の中になったな、信頼といった言葉は全く失われていく風化した日本の社会ができてしまっているなという思いがしております。

実は私、今行っているこの一般質問でも、議長さんは答弁も含めて40分と言われますけれども、さらに5分前になったら新しい質問には入らないようにという、こういった申し合わせもできております。

こんなことは必要ないのではないかと私は実際思っておりますが、議員の裁量のなさをまさにあらわしているのではないかと、そんな思いもしておりますし、また、5分前になりますと、議会事務長さんがベルをチンと鳴らされますが、これは、本当に、市長の答弁中であろうとも音が出るわけです。普通は、ランプをつけるなり何かして、音の出ない配慮といったことも私はもっとスマートは方法を考えていただきたい。

特に気の小さい私は、そのベルを鳴らされると、非常に心臓がドキドキしますので、ぜひともそんな工夫をいただきたいと要望をしておきます。

次に、質問に入ります。環境水道部には窓口は必要ないということでもありますけども、産業建設常任委員長になりまして、環境水道部にたびたびお邪魔しますが、そのお邪魔するときには、いつも重い扉、これは防火扉と聞いておりますので、仕方ないのですが、重い扉をあけて、寒風吹きすさぶ冬になりますと、通路を抜けまして、また再度向こうの扉をあけて環境水道部にたどりつくこととなります。

その中にいますと、小さなカウンターがありまして、多分、これは窓口なのだろうと思っておりますけれども、そう思いますと、環境水道部は窓口は必要ないと思って見るのかなって、私は思わざるを得ません。

また、建設部も、私も産業建設常任委員長になりまして建設部へ行くこともたびたびあるのですが、この建設部も2階にありまして、車いすでは行けない状態で、バリアフリーではなくなっております。

そういった市民目線で不便な部であることは、この2部に関しては間違いないことでありますので、市民環境部がなくなりました本庁の2階、このスペース、また、教育委員会が外に出ましたので、文化センターの3階、4階、こういった部屋を有効に利用して、市民の便宜を図るということも検討をいただきたいなと思っております。

市長も、多分行ってみると思うのですが、庁舎内であるとか、各振興事務所にお出かけいただきまして、市民目線でお出かけいただく。できましたらちりめん問屋の御隠居なんていうスタイルでお出かけいただくと、非常に市の職員にも影響があるのかなと思っておりますので、そんなことも要望をしたいと思いますが、もうすぐ、答弁をいただきますと5分切りますので、次の最後の質問もして答弁をいただきたいと思いますが、最後、地域コミュニティであります。

未解決事件と地域コミュニティといった課題であります。郡上市内、現在、多くの未解決事件があります。最近ですと山内さん、ちょっと前ですと高鷲の女子児童でしたか、その前に八幡の女性の行方不明、もっと前行きますと和良の殺人事件といったこともありますけれども、こうした未解決事件の多さに非常に危機感を私自身は持っております。

地域コミュニティの必要性を行政としてもうちょっと強く呼びかける必要があるのではないかと、何らかの対策ができないものかと思っておりますが、例えば、声かけ運動、単独行動の危険性の周知等々が、行政としてできないものかと思っておりますが、私自身、1人で山行っておっていったという経験がありますので、そう声高に単独行動をするなど言えない立場でありますけれども、ぜひとも御答弁、これについて御所見を伺えたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、窓口の問題でございますけれども、この環境水道部が大変、市民環境部というものがなくなったということで、環境課も含めてでございますが、大変奥まった不便なところにございまして、その環境水道部の関係の用務で市役所においでになった市民の皆さんに大変御迷惑をおかけしていることは申しわけないと思っております。

本当にこういう庁舎事情の中で申しわけなく思っておりますが、基本的に、なぜ環境課がそちらのほうに移ったかというのは、これは、先ほどの環境水道部長のもとで、せつかく一つの部になったわけですから、各課がいわば部長の目の見える範囲の中において、いろいろとコミュニケーションもし、指示もし、仕事をしていくという必要という、いわば役所の都合であるという点があるかもしれません。

しかし、そういうことで大変御迷惑をおかけしておりますが、それは、組織機構は変わっても、従来どおり2階におるという選択もないわけではなかったかもしれませんが、今のところそういうふうにしておるわけでございます。

それで、基本的な考え方は、その用務で市役所においでになった市民の皆さんには、もし用事が

あれば、環境水道部のほうから、特にそういう体の不自由な方、そういった方に対しては、職員がおりてきて対応をしますという形の対応を徹底をして当面はいきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、建設部でございますが、これは、私もそんなにたびたびではないのですが、何気なく行って、改めてそういうふうに指摘をされましたら、実はきのう、郡上土木へ行った帰りに寄りまして、おっしゃるとおりでございます、普通の人間だったら何とも思わない段差、階段というようなことで、全く、例えば車いすで来た人は一体どうせよというんやということであろうかと思えます。

日ごろバリアフリーということをおっしゃる市役所としてはまことに面目ない話であると思えますので、建設部長にもすぐ対応をするように検討をしてくれということをきのう指示しました。

その一つは、あの入り口にスロープをつけるということもあろうかと思えますし、あそこは2階建てでございますので、エレベーター等はつけられませんので、とにかくインターホンか何かをまず来て、車いすが到達できる場所のすぐ近くで「だれだれだけでも、こういう用務で来た」と、「おりて来い」というようなことを言ってもらって、下の会議室といいますか、あそこで例えば御用務をお伺いするというような対応を当面はとるようにいたしたいというふうに思えます。

問題は、市民の皆さん、特に体の不自由な方に御不便をかけてはいけないということで対応をしてみたいというふうに思えます。

それから、コミュニティの安全ということでございます。先ほどお話しございましたように、本来にこの23年はたくさんの行方不明者も発生をいたしました。その中で、先ほど御指摘があったように、その都度、消防団とか警察とか消防署、大変出動をしたりして努力していただいたのですが。

残念ながら2名の方については相変わらず行方不明のままということで、大分前に起きたひるがのの女児の行方不明事件とともに、私たちとしては残念なことであり、これは、こういうことが起こる一因としては、お互いに何気なく市民の皆さんがお互いにその接しているという、目が行き届いているという、何も監視しているという意味ではありませんが、お互いに触れ合っている時間が少なくなっているということの中の間隙において起こることであろうと思えます。

この間の消火栓の盗難事件も、またそういうものの一端であろうかと思えますが、でき得る限り、そういう集落、コミュニティにおけるお互いの住民同士のつながりというものを、きょうも随分公民館活動とかいろいろなもので議論をされました。

また、集落総点検なんかでは、明宝の寒水では、集落全体の住民の家ごとのアルバムをつくって、お互いに知り合おうということでやっておられます。

ああしたような努力が、それぞれのコミュニティごとに必要であると思えますし、郡上市全体としては、郡上市の生活安全推進協議会というような、その協議会もございますので、そういうものを通じて、さらにそうした対応策を進めてまいりたいというふうに思えます。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

最後に、一つだけ江戸時代の漢学であります儒教のお話だけさせていただきます。

この儒教の教えには、修身、齐家、治国、平天下といった教えがあります。修身、自分を磨けば、齐家、家庭を整えることができ、治国、そうすれば国は治まり、平天下、平和をもたらすことができるといった考えでありますけれども、私は、郡上市民にも、郡上の市役所の職員の方にも修身といったことを肝に銘じて、それが郡上市のためになると、そんな思いで、私もそうですし、皆さんもそうあっていただきたいということを要望しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の日程を終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたり御苦勞様でございました。

(午後 3時43分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田喜八郎

郡上市議会議員 美谷添生

郡上市議会議員 田中和幸